

# 官報

昭和五十三年三月三十日

## 第八十四回 衆議院會議録 第十七号

昭和五十三年三月三十日(木曜日)

議事日程 第十五号

昭和五十三年三月三十日

正午開議

- 第一 活動火山周辺地域における避難施設等の整備等に関する法律等の一部を改正する法律案(災害対策特別委員長提出)
- 第二 石油税法案(内閣提出)

○本日の會議に付した案件

福永運輸大臣の新東京国際空港の開港延期について及び加藤國務大臣の新東京国際空港における極左暴力集団の不法行為についての発言及び質疑

日程第一 活動火山周辺地域における避難施設等の整備等に関する法律等の一部を改正する法律案(災害対策特別委員長提出)

日程第二 石油税法案(内閣提出)

午後零時四分開議

○議長(保利茂君) これより會議を開きます。

國務大臣の發言(新東京国際空港の開港延期について及び新東京国際空港における極左暴力集団の不法行為について)

○議長(保利茂君) 運輸大臣から新東京国際空港の開港延期について及び加藤國務大臣から新東京国際空港における極左暴力集団の不法行為について發言を求められております。順次これを許します。運輸大臣福永健司君。

〔國務大臣福永健司君登壇〕

○國務大臣(福永健司君) 過激派グループによる成田空港乱入事件及び成田空港の開港延期につきましては、いろいろ御心配を煩わし、恐縮に存じます。

まず、事件の経緯等につきまして御報告申し上げます。三月二十六日午後一時半ごろ、過激派グループの一部十名が新東京空港事務所管制塔に乱入し、一時的に十六階の管制室を占拠して、同室内外の機器類を損壊いたしました。

この際、管制塔において業務に従事しておりました管制官五名は、管制塔屋上に避難いたしました。午後三時三十分までに全員救出されております。運輸省におきましては、事件発生後速やかに本省内に対策本部を設置いたしました。当面の事態

に対処する措置を講ずるとともに、同日夜、調査団十名を現地に派遣いたしました。タワー内の機器の破損状況について点検調査を実施いたしました。その結果、管制室内の管制車、マイクロ回線その他の機器に相当の被害があることが判明いたしました。なお検討の基礎となるべき部分について不明確な点もありましたので、翌二十七日さらに調査団を派遣し、詳細な調査を続行いたしました。

これらの調査の結果、破損した施設は早急に修復作業を行うことにより、四月半ばごろまでには供用可能の見込みであります。

しかしながら、単に機器の復旧にとどまらず、この際管制塔を含む空港の保安体制を強化する等の点を考慮し、一昨日の新東京国際空港関係閣僚會議におきましては、三月三十日に予定されておりました開港期日を延期し、改めて閣僚會議を開いて開港期日を決定することとし、その旨閣議においても了解されたものであります。

政府といたしましては、今後、航空交通の安全はもとより、空港における保安対策に十分配慮しつつ、鋭意関係施設の整備に努め、可及的速やかに開港を迎えたいと考えております。各位の御協力をお願い申し上げます。(拍手)

○議長(保利茂君) 國務大臣加藤武徳君。

〔國務大臣加藤武徳君登壇〕

○國務大臣(加藤武徳君) 去る二十六日、極左暴力集団が新空港の管理棟に侵入し、管制装置等を破壊する暴挙に出たために、開港を延期せざるを得なくなったことは、まことに遺憾に存じます。

まず、事象の概要について申し上げます。空港反対同盟、極左暴力集団等空港反対派は、三月二十六日、三里塚第一公園で、極左暴力集団約四千五百人を含む約八千人を集めて集會、デモを行いました。これとは別に、第四インター日本支部を中心とする極左暴力集団は、午後零時五十分ごろ、空港内に位置する京成新空港駅前のマンホール

ルから約二十人のグループであらわれ、警察官及びガードマンに火炎びんを投げつけて攻撃を行い、このうち六人が十六階の管制室に侵入し、飛行場灯火制御装置などを破壊いたしましたのであります。

このほか、午後一時十五分ごろ、第九ゲートから九人のグループがトラック二台に分乗し、火炎びんを投てきながら空港内に侵入し、そのトラックを火炎びんを投てきながら炎上させ、さらに午後一時四十五分ごろ、約三百人の集団が、小型トラック二台を先頭に、八の二ゲートから火炎びんを投てきしながら空港内に侵入するなど、合計十一件に上る不法事案を、約一時間の間に同時多発的に敢行し、火炎びん、鉄パイプ等により、警察官三十一名に傷を負わせたのであります。

次に、このような不法行為に対し警察がとりました措置について御説明申し上げます。千葉縣警察では、三月二十二日正午から空港警察署に警察本部長を長とする警備本部を設置いたし、三月二十六日当日は県外支援部隊一万人を含む警察官一万三千人を動員して警戒警備に当たり、公務執行妨害罪、兇器準備集合罪、建造物侵入罪、火炎びんの使用等の処罰に関する法律違反で、合計百十五名、うち男子が九十六人で女子が十九人を検挙いたしました。なお、この他に、いわゆる横堀要塞に三月二十五日に建てられた鉄塔は航空法第四十九条違反のものでありますので、三月二十五日から二十八日にかけてこれを差し押さえ、同所にいた過激派等五十一人を公務執行妨害罪等で逮捕いたしました。

次に、今後の方針について申し上げます。今回の極左暴力集団の行為は無法きわまりないものであり、断じて看過し得べきものではございません。

警察といたしましては、今回の事件の教訓を踏まえ、この種事件の防止に必要な諸方策を総合的に検討するため、警察庁に次長を長とする極左暴力集団対策委員会を設置し、当面とるべき措置と

昭和五十三年三月三十日 衆議院會議録第十七号

新東京国際空港の開港延期について及び新東京国際空港における極左暴力集団の不法行為についての発言に対する井上裕君の質疑

六〇〇

いたしましては、開港後を含め空港の安全運営に必要な警備体制の強化を図ること、関係省庁に対し空港の防護体制の強化のための諸方策を要請すること、空港警備に必要な通信、装備資器材等の拡充を図ることなどの諸点について直ちに検討を始めたはか、さらに長期的な観点から極左暴力集団壊滅のための諸方策についても検討を進めてまいっているところであります。(拍手)

## 国務大臣の発言(新東京国際空港の開港延期について及び新東京国際空港における極左暴力集団の不法行為について)に対する質疑

○議長(保利茂君) ただいまの発言に対して質疑の通告があります。順次これを許します。井上裕君。

## 〔井上裕君登壇〕

○井上裕君 今回の成田空港襲撃事件に関し、私は自由民主党を代表いたしまして、総理並びに関係各大臣に御質問いたします。

きょう、すなわち三月三十日、新東京国際空港は開港してははずであります。

先日、私は、成田市の長谷川市長を伴い、直接福田内閣総理大臣に、開港に至る諸問題解決の敬礼と、今後とも騒音、アクセス等に関して国の協力を強く要望いたしました。今日まで開港のために非常な御苦労をなされた総理は、この時点で、開港に対する強い自信をお持ちであったと私は思っています。

しかし、史上最大の警戒態勢と言われる機動隊一万三千人を動員しておきながら、今回の事件が発生し、予定の開港がおくれてしまいました。この開港のおくれは、国の威信にかかわるのみならず国際的信用にもかかわる大問題であります。

昭和四十一年以降何度となく繰り返された反対闘争により、警察官の負傷者は三千六百人、殉職者も四人に達しております。このように、これまで

警察当局は多くの犠牲を払って空港の警備に当たってきたわけでありますが、国の威信が傷つけられ、かつまた、これによって政治日程をも大きく変えさせられた以上、もはや空港公団や千葉県警レベルの責任問題ではありません。

そこで、国として、総理大臣として、地元農民による転業対策協議会を初め関係自治体に対してどのような保障と善後策を講じていただけるか、まずお伺いいたします。

一昨年、福田内閣が発足して以来、福田総理の号令のもとに開港への諸施策は急速に進みました。この間、数え切れないほどの約束事が地元市町村と県、国、公団との間で取り交わされて今日に至りました。それだけに、地元では大きな期待と不安が常に交錯するという複雑な心境で開港に臨んだのであります。そこへもってきての開港延期。これがいかなる事態であるのか、総理大臣、運輸大臣、法務大臣、国家公安委員長は深刻に受けとめると同時に、早急に具体的な抜本策を講ぜられることを強く要請するものであります。

さて、国家公安委員長にお尋ねいたしますが、二十五日、つまり事件前日の土曜日、すでに過激派を含む反対派が、地元住民にピラをまきながら、あすは荒れるよと宣言をしていた事実があります。そして事件当日、管制塔や集会所からゲリラ部隊の勝利のVサインが出されるに至っては、私のみならず、実に全国民が憤りを禁じ得ないところでありました。

今回の事件で衝撃を受けた一つは、管制塔を占拠したゲリラ部隊が、実に空港内部に精通していたという事実であります。半日近くもマンホールの一カ所にひそみ、迷路のように入り組んだマンホール内を迷うことなく管制塔に忍び込む。それだけでありませんか。管制室のドアが電子ロックであることを事前に知っていて、これには目もくれずに管制室に侵入している手際のよさ。かえって逮捕に向かった機動隊員が実は電子ロックにはまれ、簡単に内部に入ることができずに、逮捕

に手間がかかるといふ状態。これはどう見ても勝手知った計画的な犯行であります。

とすると、こういうことは憶測したくありませんが、空港内部に通報者がいたのではないかと、この疑問があらわれます。この疑問の解答は今後の調査結果をまたねばならないでしょうが、なぜ彼らがこれほどまでに内部に精通していたのか、ぜひとも徹底した究明をお願いしたいと思います。

今回の不祥事は、機動隊の配置や運用の問題よりも、私は一万三千人の数の問題ではないと思っております。確かに機動隊員一人一人は全国から選ばれた精鋭の士であります。成田の地、また空港の特殊性という地理に疎いとはいはざるべきことはできません。同時に、一人を越える機動隊を開港後も長期間配置しておくことは不可能と思われまます。そこで、これにかかわる緊急措置対策をお尋ねいたします。

事件後、私たちが最も恐れていたことが現実になってあらわれました。すなわち、三里塚交番襲撃に続き、昨二十九日は未明、民間のホテルが襲撃されたということでありまます。彼らの攻撃の手はついに民間にまで広がったということでありまます。

また、驚くことは、第二要塞の内部には、一般用の電話が架設され、硫酸とか火炎びんが山積みされているというところを新聞は報じております。なぜ、事前に踏み込んで捜査し、検挙できなかったのか。不思議というか、残念で仕方がありません。これらを犯罪準備集合罪その他、現行法でできる限りを尽くさないで、終わらなき闘争となり、また危険な空港のイメージを今後ともぬぐい去ることはできないと考えております。

ともかく多数のゲリラとこれらに対決していくために、自衛のため、正当防衛のため、機動隊員にピストルを持たせるべきでありますし、その他、武器の使用等を含めた対応策が必要であらうと思ひます。同時に、どうしても現行法で彼らを取り締まることができないのであれば、これは過

激派対策の特別措置法を早急に立法化しなければならぬと考えています。法務大臣の見解をお伺いいたします。

もしも成田市土屋の燃料中継基地に火炎びんが投げ込まれたならば、どうなるでしょうか。現在の状態では、投げ込まれないという保証はだれにもできないはずであります。このためにも、これらゲリラの活動を事前に防止する特別措置法を強く要望する次第であります。(拍手)総理の御所見を伺います。

成田の反対闘争は、一部農民の土地に対する愛着という性格を超え、これらに名をかりた破壊活動分子の闘争の場と化したのであります。警備当局は、これらゲリラを極左暴力集団と呼んでおりまます。むしろ無法な国際赤軍派と何ら変わるところのない戦闘要員であるとは私に考えております。国家公安委員長も私と同様の見解に立っておりまされるかどうか、また、今後の再発防止にいかなる具体策を講じられるのか、御意見を承りたいと思ひます。

ところで、成田空港は現在A滑走路一本であります。このため、二期工事は急がねばならないはずであります。そこで、航空保安区域にある第一、第二要塞地点の取用を一日も早くめどをつけ、反対闘争の拠点を一掃することを運輸大臣に願つてやみません。

成田の地が、空港として開港決定されてから実に十二年が空費されました。この間、開港がおくれた原因は、地元対策を無視した空港公団のあり方、さらに空港公団と運輸省の意思の疎通、警備陣との連絡の不徹底など、空港公団の仕事の進め方もさることながら、歴代政府の腰の据え方にも基本的な問題があったと私は思ひます。運輸大臣の見解を求めます。

成田空港の開港は、いまや全世界の注視的であります。このため、開港に当たっては、あらゆる安全性が確保されることが内外の信用を回復する唯一の道であり、最大の課題と考えております。

す。政府は、この事態を謙虚に認識して、今後の運営に万全を期することを強く要望いたしました。私の質問を終わらせていただきます。(拍手)

(内閣総理大臣福田起夫君登壇)

○内閣総理大臣(福田起夫君) お答え申し上げます。

井上さんは、千葉第二区選出、まさに地元代議士と言って差し支えないかと思うのであります。そういう立場で成田空港問題、これをずっと直にその目でながめてきておられる。また直にはだてその推移を感じてきておられる。その井上さんからいま地元選出の代議士としての実感に満ち満ちたお話を承りまして、私、感慨ひとしおなるものを覚えるのであります。

私は、いま御指摘がありましたように、内閣を組織いたしましたから一年三カ月になるわけでございまして、内閣組織の当初から、成田空港を早期に開港しなければいかぬということを決意したのであります。

なぜ、そういう決意をしたかと申しますれば、これは申し上げるまでもないわけでございまして、けれども、いま羽田の空港が大変な過密状態である、この状態をほうっておいたら一体どういふことになるでございましょうか。事故は起き得るものであります。しかし、一たん事故が起きた場合には、それは一波万波、大変な一大惨事となりかねないのであります。私は、羽田のあの過密の状態というのを考えるときに、本当にいても立ってもおられないような気持がするのであります。この恐れられるところの惨禍を未然に防止するということ、これはどうすればいいかという、どなたにも申し上げる必要はない。成田の空港を急ぐはなかったのです。

そういうことで、成田の空港をとにかく早期に開港する、こういうことで、政府といたしましては、できる限りの努力をいたした次第でございまして、関係者の御協力もありまして、やっと三月の三十日、この日には開港式ができるということと

ろまで来たのです。万事、準備も整った。私はその日を迎えることを大変喜びとして期待しておったわけでございまして、去る日曜日にあのような事態が偶発をするということになってきた。このことを考えますときに、私は本当にこのことは残念で残念でたまらぬ。私は、日本国民に對して、あれだけの費用を投じて、その費用があらだになるというふうなことになる、新しい損害が出るということにもなる、また、同時に、国際社会に對して、これは本当に不面目きわまりないことである、このように考える次第でございまして。

さて、このような事態に對してどういふふうにするかというのを考えると、これは何といたしまして安全第一であります。安全第一という前提のもとに、成田空港の再開を急ぐということとあります。

同時に、この問題は、一成田空港の問題じゃないと思うのであります。この問題の根源をさかのぼると根は深い。今度の暴挙を考えてみましても、あれは農民の一部の人の反対運動とは性質が違います。ああいう性格のものじゃない。これは国家秩序に對する挑戦であり、民主社会を破壊しようとする動きであります。その点を十分にわれわれは深く認識して間違えないことが必要である、このように思うのであります。この機会に、成田事件を引き起こしましたその根源をつき、災いを転じて幸いとするというところでなければならぬ、このように考えるのであります。

今日まで、地元の皆さんとは十分その理解を得るために努力してきたつもりであります。それにもかかわらず、今回、このような事態になってしまった。また新しい迷惑を及ぼすわけでございまして。地元の皆さんともいろいろ協議をいたしまして、地元公共団体等との間には合意事項までできて、その合意事項を実現すべく政府は最大の努力を尽くしてきたわけでありますけれども、今後ともこの合意事項の完全実現に向かって努力を

する。同時に、今回、この遅延に基づいても御迷惑を及ぼすわけでございするけれども、これらの問題につきましても、地元の皆さんと話し合いをいたしまして、地元の皆さんの御期待にこたえなければならぬ、このように考えておる次第でございまして。

しかし、この問題は、皆さん、繰り返し申し上げますが、根っここの深い問題であります。成田の問題を処置しなければならぬ、これはもちろんでございするけれども、それと同時に、このような事件の背後にあるもの、根っこにあるもの、これをえぐり出して、わが国の社会秩序を守り抜かなければならぬということを皆さんにお訴え申し上げまして、お答えいたします。(拍手)

(国務大臣福永健司君登壇)

○国務大臣(福永健司君) 今回の事件によって成田空港の開港延期を余儀なくされ、その結果として、各方面に多大の御迷惑をおかけすることになったことは、まことに遺憾でございします。今後、航空交通の安全を確保することはもとより、同種の事件の再発を防止するための各般にわたる抜本的対策を強力に推進し、可及的速やかな開港が実現できるように、最大の努力をいたしてまいりたいと存じます。

現在、新空港の第二期区域内の未買収地約四十ヘクタールの所有者の大多数は専業農家で、その土地を愛する心情は私も十分理解しております。したがって、この種の未買収地の取得については、これらの人々が今後とも農業経営が成り立つように、生活設計にも十分配慮しつつ、たとえは適切な代替地を提供すること等についてよく話し合い、円満解決するように鋭意努力する所存であります。

また、滑走路に隣接する航空保安施設用地の未買収地につきましては、これまで善隣関係を重視して、任意買収により円満裏に取得する方針で対処してまいったところでありますが、その買収状況が必ずしも順調とは思われない実情にかんがみ

まして、目下公団において、その対策につき鋭意検討中であります。

成田空港は、単に国際航空輸送のために必要欠くべからざる存在であるばかりでなく、航空関連企業の進出等を媒介として、空港と地域社会が一体となって共存共栄の実を上げていくことが期待されているところであります。

ただいま、井上さんからいろいろ御所見が開陳され、特に、政府及び空港公団のあり方等について御所見をお述べになりました。関係者一同、深く反省するとともに、精魂を尽くして今後に対処いたしたいと存じます。(拍手)

(国務大臣加藤武徳君登壇)

○国務大臣(加藤武徳君) 警察活動の、また警備体制を組みます前提が、正確な情報の収集を根拠としますことは申すまでもないのでございまして、警察といたしましては、情報収集に最大の努力はいたしてまいっておりますものの、極左暴力集団の情報収集はきわめて困難でございまして、いまにして反省をいたすのでございしますけれども、二十六日に空港に突入するかもしれないという情報はキャッチいたしましたのであります。が、直接空港の心臓部をねらう、かような計画でありますことの情報入手が不十分でございまして、この点は今日も反省いたしているところでございしますが、今後、情報入手につきましても、最大の努力をいたしてまいらなければならぬ、かように存じておるのでございします。

それから、事件の発端は、御承知のように、第八、第九ゲートを攻撃いたしましたその前に、マッソールから約二十名の赤ヘルがあらわれていることは御承知のとおりでございまして、公団の地図の上にあるなにかかわりませう、私どもは徹底して地下組織等の、あるいは地下水路等の検索をなすべきであったのでございしますけれども、この点がなされておらず、そしてマンホールの所在が明確ではなかったことは、私どもが深刻に反省いたしておる点でございしますが、ただ、警察当

昭和五十三年三月三十日 衆議院会議録第十七号

局が探索し得ないようなものがありましたことを極左暴力集団が承知をしておいたことは、大変に重大な問題でございます。

いま井上議員は、内部で通ずる者があるではないか、かような御指摘でございましたが、あの空港周辺から多くの方が空港公園に勤務をいたしておられますが、この方々の中には、極左暴力集団ときわめて親しい者もおるでありましょうし、あるいは反対同盟の方の家族もおることが予想されるのでありますから、この点につきましては、今後、空港に厳重に申し入れをいたしまして対処しなければなりませんこと、いま一つは、クモの巣のようには張られており、四百数十のマンホールがあるのでありますけれども、その地下の水路等の整備されております模様を向こう側に入手されておったという点でございまして、あるいは工事関係者、あるいは下請の企業、あるいはそこでアルバイトで働いた若い者たちがどのような形で入手したのか、とにかく私どもはこのことに驚いているのでございまして、この点についても今後厳重に対処していかなければならぬ、かように考えておるのでございます。

それから、民間ホテルに火炎びんを投げ込むようなことも生じまして、私もこれで本当にいいのか、かような心からの怒りを持っておるのでございまして、今後の警備の万全を期してまいらなければならぬことをいささかのごとく感じておるのでございます。

それから、過激派がいわゆる横堀要塞と称しております、何回も上に鉄塔を建てようとしたしまたあの連中から言いますと要塞であり、いわばトーチカのような仕組みでありますけれども、ここに徹底した検索をいたしておけば、これもいまして思いますが反省する材料でございまして、穴等を掘っておりますか、あるいは電話その他の設備をしておるとか、このことは予期しなかったものでございますが、今後あの要塞を含めまして、団結小屋

新東京国際空港の開港延期については、新東京国際空港における極左暴力集団の不法行為に対する井上議員の質問  
期に於いて及び新東京国際空港における極左暴力集団の不法行為に対する井上議員の質問

等に対しましては徹底した検索をやつてまいる決意でございます。

それから、警察官の装備のことについてお触れになりました。

この前も申しましたように、機動隊には拳銃を持たしめておらないのでありまして、防護用の盾でありますとか、あるいは放水車でありますとか、ガス発射でありますとか、この程度の装備によつて警備の万全が期し得るといふ考え方の前提に立つておったのでございまして、機動隊ではない警察官が十八発の拳銃の発射をいたしており、もとより威嚇発射が中心ではあったのでございすけれども、しかし、このことによつて相当の制圧の効果があった、かようにも考えられるのでございす。今後機動隊に拳銃を持たせるかどうか、そしていかなる場合にこの拳銃を使用するか、もとより慎重を期さなければならぬのでございすけれども、装備等につきましては今後格段の配慮をいたしてまいらなければならぬ、かような考え方でございす。

最後に、国際的なゲリラ組織と連携があるので

はないか、かような御指摘でございす。

現状を暴力によつてぶち壊して社会革命をなし遂げる、かような暴力革命の論理ではほとんど共通のものがあろうかと思つてございす。しかし、国際組織とどの程度の関連があるか、これは逮捕いたしました者やその他の今後の究明にまつて一層明らかになりましたまいりたい、かように考へていふところであります。(拍手)

(国務大臣瀬戸山三男君登壇)

○国務大臣(瀬戸山三男君) ただいま井上さんから、今回の成田空港襲撃事件のあの状況を見て、ほとんどの国民は釈然としなないものがあるとおうおっしゃいました。私自身もそうでございす。

あの日、テレビあるいはその他のもので見聞をいたしまして、あれではないかと思ひます。私は、行政府の一員として、きわめて残念であり、

また大きな責任を感じております。申しわけない事態であると思つております。

そこで、わが国は、憲法その他で、いわゆる平和で安全で自由な国民生活ができるようにと、こゝろをいかにわける法治国家を定めておるわけでございす。行政府は、国民の負託を受けてそれを守らなければならぬ立場にあります。しかし、現に破られました。現に破られたのであります。

そこで、新たな法律が必要かというお話をなさしました。私は、まだ新たな法律が必要であるかどうかの結論を出しておりません。政府もとりでございす。

といひますのは、あの事態は突然起こつたわけではございせん。特に今度の事件は、言われておりますように、暴力革命を志向しておる暴力集団による行為でございす。これは今日突然起こつた状態ではありせん。そういうことは各部面にわが国では現在あらわれつつある行動の一部でございす。

こういう事態に対して、新たな立法が必要かどうかということは慎重に考えなくちゃなりせんが、その前に、現在与えられておる各般の法律、これを完全に、十の力があるものなら十の力を施して、なおあつた事態を防ぐことができないのかどうか。防ぐことができないことは、法治国家が崩壊するといふことではございす。

でありますから、綿密に、治安当局の治安対策に、いささかあつた事前にかつておつたこととでございすから、そこに欠けたところがありはしないかどうか。そういうことと、欠けていないとすれば、現在の法制ではあつた以上のことではできないのかどうか。これを完全に、周到に詰めて、これでも足りない、あつたことは仕方ないのだからというわけにはいかないのです。それでは国が成り立ちません。でありますから、そこまでは詰めて、もし、これ以上はできないのだ、いまの法律上これ以上はどうにもなりませんということであれば、これは当然のこととして、あつた

新東京国際空港の開港延期 六〇二

とは絶対許してはなりませんから、あつてはならないことではありますから、国民の皆さんと相談をして、新たな立法措置を講じなければならぬ。かような立場で、現在周到な詰めておるところでありまして、今日、新たな立法をするかしないかということについては、申し上げないことにしておきたいと思ひます。

○議長(保利茂君) 齊藤正男君。  
「齊藤正男君登壇」  
○齊藤正男君 私は、日本社会党を代表し、ただいま重大な事態に直面しております新東京国際空港問題について、福田総理及び関係大臣に質問を行うものであります。

去る三月二十六日、成田における、一部過激派による、航空管制塔への乱入事件及び空港内外での反対派と機動隊との内戦ながらの衝突という事態に對し、私は強い憤りとともに悲しみを覚えたいのであります。

極左暴力集団のつた一連の行動は、いかなる理由があるにせよ、絶対に容認するわけにはまいりません。しかし、未曾有の混乱を起させた第一義的責任は政府にあると思つてあります。

(拍手)

私も、今日まで関係住民の意思を一方的に踏みにじり、新空港建設に当たり、がむしゃらに権力を行使し、強権を発動してきた政府並びに公団の姿勢について、院の内外において、その不当性を強く指摘し、かつ、警告をしてきたところであります。

そういう立場に立ち、質問の第一は、このような混乱を引き起こした根本的要因について、政府はどのように反省をしておるかということでありす。

暴力行為のみに目を向け、みずからの責任を回避することになるならば、国民の政治に対する信頼の低下は一層増大することになり、ゆゆしい問題に発展すると思つてあります。今回の不幸

な、異常事態の発生に対し、政府はどのように考  
えているのか、過去十二年間の強行行政を根本的  
に反省し、最悪の事態を生んだ責任を明確にすべ  
きだと思ふのでありますけれども、総理の答弁を  
求めたい。(拍手)

質問の第二は、本問題に対する今後の対策につ  
いてであります。

決定的と言え現地農民を中心とした関係住民  
の理解と協力をどうして取りつけるかということ  
であります。どんな強固な警備体制をしても、  
関係住民の理解と協力なしでは、本当の意味での  
警察の任務は全うできないことを今回の事件は証  
明をいたしております。(拍手)

本問題は、出発当初から間違いを犯し、それを  
取りつくりするために権力を全面的に押し出し、ご  
り押しの連続だったところに政府関係者の決定的  
な誤りがあったと言ふべきであります。

先祖伝来の土地に愛情を持ち、これを手放した  
くないという素朴な農民の感情、万一手放すに  
しても適当な代償地をほしいと主張するのは、関係  
住民の当然の権利ではありませんか。そういう意  
味で、空港建設に当たり、土地を強制的に取り上  
げられた現地の農民は被害者であります。政府は  
加害者の立場であります。

政府は、まず民主主義の原点に帰り、権力的姿  
勢を根本的に改め、謙虚な姿勢で現地関係者と誠  
意をもつて話し合う態度が必要と思ふのでありま  
す。総理及び運輸大臣の答弁を求めたい。

第三の質問は、開港しようとしている新東京国  
際空港は欠陥空港ではないかということでありま  
す。

航空安全にかかわる空域の問題、空港に関連し  
た交通アクセスの問題、燃料輸送の問題、騒音を  
中心とした公害対策等々、何一つ解決してない  
ではありませんか。とりわけ航空の安全性につ  
いては、すでに国際操縦士協会からも強い申し入れ  
があり、政府は責任の重大さを深刻に受けとめ、  
万全を期すべきであります。国際空港が持つべき

最低条件すら満たしていない現状においては、強  
行の開港は絶対に行うべきではないと考へるが、  
総理並びに運輸大臣の考へを明らかにしていただ  
きたい。(拍手)

第四の質問は、今回の事件に対する政府の基本  
認識についてであります。

政府は、その後の態度表明に当たり、治安問題  
として対処することも明らかにいたしておりますが  
が、いたずらに治安特別立法を考へたりすること  
は、事態の根本的解決にはならないと思ふのであ  
ります。わが党は、基本的人権の抑圧につながる  
ような反動立法には断固反対の考へを明らかにし  
ながら、総理並びに関係大臣の答弁を求めるもの  
であります。

以上、私は、新東京国際空港にかかわる緊急課  
題を四点にしばって質問いたしました。わが党  
は、すでに三月二十四日、同じく二十七日、政府  
に対し、強くその態度の批判と要請を行い、関係  
住民の切実な要求の解決と安全性確保について政  
府の断固たる処置を求めたのであります。それら  
を含め、総理及び関係大臣の誠意ある答弁を重ね  
て要求し、私の質問を終わります。(拍手)

〔内閣総理大臣福田赳夫君〕 お答え申し上げます。

今回の不祥事件を起こした根本原因は一体どう  
見ているのか、こういうお話でございますが、こ  
れは先ほど申上げましたように、今回のあ  
の事件は、あの純真な農民など地元民の反動運動  
というより、そんな性質のものじゃありません  
ん。これは国家、社会に対する挑戦だ、民主主義  
に対する挑戦だ、そういうふうに理解をいたして  
おるのであります。(拍手)

でありますので、斎藤さんがいま、今回のこ  
の事態は断じて許されないと、いかなる理由があ  
ろうともこれは許されないとだというその所論に  
対しましては、私は敬意を表したわけでございま  
す。ところが、後になって「だが」と言うのです。

だが、政府のやることにすいぶん間違いがあ  
たじやないかというように申すわけにたれる。な  
るほど、政府も神様じゃありませんから、落ち度  
が全然なかったとは申し上げませんけれども、し  
かし斎藤さん、どろぼうにも三分の理があるとい  
うことがある。三分の理があるからといって、ど  
ろぼうを幾らしてもいいということにはならないの  
であります。(拍手) 私は、その辺はつきりわかま  
えて、そうしてこの問題に対処しなければならな  
いということを強調したいと思ふのであります。

また、斎藤さんは、治安特別立法に慎重にせ  
い、反対だ、こういうようなお話でございますが  
が、これは先ほど法務大臣が申上げたとお  
りであります。今度の事件を一つのかみといた  
しまして、このように申すことがあつてはならない、  
そのために現行の法令でどこまでできるか、これ  
を徹底的に究明してみたいと思ふのであります。

しかし、それでもどうもこの種の事件の再発が  
防止できないというような結論が仮に出た場合  
に、手をこまねいて、新立法はいたしませんと  
いうわけには絶対にまいりません。(拍手) これは  
政府としての国家国民に対する責務である、その  
ように考へておるのであります。

しかし、この問題は、ただいま申し上げました  
ように、慎重に取り扱いますから、そのとおり御  
理解を願います。(拍手)

〔国務大臣福永健司君登壇〕

○国務大臣(福永健司君) 心の通う話し合いは、  
私どもも心から望むところであります。地元農民  
と平和的な話し合いのもとに、これらの人たちの  
将来の生活設計についても十分心を配るなどの措  
置を講ずべきは当然であると考えます。

これらのことを通じて、成田空港周辺の社会的  
な安定を図ることが必要と考えますので、従来の  
努力に加え、今後はさらに積極的に、前向きな努  
力をしてまいりたいと存じます。

空域、アクセス、騒音対策等々、鋭意対策を講じ  
ておりますが、いまだ完璧とは言えないこともあ

ることは、私も認めます。だがしかし、成田空港  
は、空港施設の面から申しまして、何ら決定的  
欠陥のあるものとは断じて考へておりません。今  
次事件の発生にかんがみて、空港内の保安につ  
いて一層の配慮を加え、利用者の不安を一掃すべ  
く、努力してまいりたいと存じます。

社会党からの申し入れ等は、よく承っております。  
誠心誠意対処いたします。(拍手)

〔国務大臣加藤武徳君登壇〕

○国務大臣(加藤武徳君) 二十六日に成田空港へ  
結集いたしました分析をいたしてみますと、総員  
が約九千五百名と予想されるのでございませう  
けれども、そのうち約六千名が、いわゆる極左暴力集  
団でございませう。そして、三里塚を中心いたし  
ます空港反対同盟は、約二百名の組織でございま  
す。その委員長が戸村一作氏でございませうけれ  
ども、そのうち今回参加いたしました者は約百二  
十名程度と想像されるのでございませう。ですから、  
ほとんどの諸君が極左暴力集団と、これに付  
和雷同する諸君だ、かように判断がされるのでご  
ざいませう。

したがって、今回のような事犯は、地元農民の  
反対といふよりも、それに便乗いたしましたし  
て、法秩序を破壊する、そして現体制を打ち破  
って社会革命をなし遂げる、かような根本の理念を  
持った諸君の行動と断ぜざるを得ないのでござい  
まして、したがって、地元一般農民の方々と  
全く質の異なった暴挙である、かように断ぜざる  
を得ないのでございませう。(拍手)

○議長(保利茂君) 長谷雄幸久君。

〔長谷雄幸久君登壇〕

○長谷雄幸久君 私は、公明党・国民会議を代表  
して、現在の緊急課題である成田の新東京国際空  
港襲撃事件について、総理並びに関係大臣に所見  
を求めるものであります。

今回の過激派による事件は、わが国の憲法秩序  
を無視した暴挙であり、民主主義体制そのものに

昭和五十二年三月三十日 衆議院會議録第十七号

新東京国際空港の開港延期について及び新東京国際空港における極左暴力集団の不法行為についての発言に対する長谷雄幸久君の質疑

六〇四

対する重大な挑戦であつて、断じて許すことはできないと思つております。

政府は、法秩序維持への毅然たる態度を堅持し、暴力に対しては断固闘うとの姿勢を持つべきであることを、まず申し上げておきたいと思つております。(拍手)

さて、今回の事件による国際的信用の失墜、さらに空港の安全性に対する国内の利用者の不安ははかり知れないものがあります。このことに対して、政府はいかなる政治責任をとるか、また、失われた信用の回復及び国民に与えた不安の解消のためにどのような措置をとる所存であるのか、総理にその所見を求めるものであります。

次に、こうした事件の発生を未然に防止し得なかつた原因についてありますが、もともと過激派集団は、われわれの共通の基盤である民主主義そのものを否定する非常識かつ非論理的集団にほかならないのであります。しかるに、政府は、過激派集団に対し、こうした点の認識についての誤りがあつたのではないかと、そのことが彼らに対処するための法律の運用を手控えるに至つた、そこにその原因があると思つております。

そこで、私は、政府のこうした認識の誤りと対応の甘さについて深刻な反省を求めるものであります。この反省なくしては、いかなる対応策も無に帰してしまい、その結果は、さらに第二、第三の成田事件が発生するであらうことを肝に銘じて、今後の対策を立てるべきであると思つております。過激派に対する政府の基本的認識及び対応についての所見を求めるものであります。

さて、今回の過激派集団による暴挙については、火炎びん、電気もりなどの武器まがいのものまで使用し、地下道を掘り、マンホールから侵入するなどして、空港の心臓部とも言うべき管制塔など、重要な空港施設を破壊した行動に明らかになつて、彼らの行動は、単なる農民運動や、その延長線上にある行動としてとらえることはとうていできないのであります。過激派に対しては、

法と秩序を破壊し、民主主義を否定するものであるとの認識に立つて、その対応を考えなければならぬことは言うまでもありません。

そこで、こうした過激派集団を根絶し、将来かかる事態の発生を阻止することは、生命と自由を最大限に尊重する日本国憲法のもとでは当然のことであると思つております。政府は、この過激派集団の根絶を期するためにいかなる対応策を持つてゐるのか、総理並びに関係大臣に、その所見を承りたいのであります。

聞くところによると、警察庁では極左暴力集団対策委員会を設置したとのことですが、この委員会の設置の目的及び委員会の具体的活動の内容を明らかにされたいと思つております。また、こうした委員会の設置による活動だけで、果たして十分な対策となり得るでありましかうか。この点もあわせて所見を求めるものであります。

次に、本件によつて破壊された管制塔その他の空港施設の被害状況及び被害額を明らかにされたいのであります。

さらに、破壊による損害について、その費用は一体だれが負担することになるのか。国家が負担者であることは、結局、国民の血税による理め合わせをすることにほかならないのであつて、これを是認することは許されたいと思つております。現行法のもとにおいても、直接の加害者である乱入した六名の過激派に当然請求できるはずであります。もし仮に、彼らに賠償能力がないとしても、彼らに対して、一生涯かけても償いをさせるべきであるというのが素朴な国民感情ではないでしょうか。(拍手)そこで、政府は、彼ら六名に対し、損害賠償の請求をし、その取り立てをする意思があるのか、この点をお伺いしたいのであります。

さらに、加害行為はしないが、実行行為を指揮し、もしくは謀議や実行行為に関与した者に対しても、賠償請求をなすべきであります。もしその

請求が現在の法制上困難であるとすれば、そのための法律改正は必要となるでありましかうか。この点についての所見を伺つておきたいと思つております。

さて、政府は、成田空港について、いずれ期日を定めて開港するでありましかうか、開港に際してその安全性を確保することは、本件の事件発生以前にも増して重要であります。そこで、政府は、どのような警備体制が整備された段階をもつて安全性があると判断するのか、安全性ありとする条件及びその判断の基準を明らかにされたいと思つております。

今回の事件による国民の不安と不信を解消するためにも、政府は国民が納得し得る十分な警備体制を完備すべきであり、そのことを強く望むものであります。この点についての総理の御決意のほどを伺つておきたいと思つております。

次に、過激派対策とあわせて、土地を愛する純粋な農民に対し、土地を奪われたことの代償として政府はこれまでいかなる対応をしてきたのでありましかうか。一昨日の地元農民と運輸省事務次官との会談で、地元農民から、「われわれ農民との話し合いもなく空港建設を決めたのは残念だ」との言葉に明らかになつたように、政府の対応はきつめて不十分であつたと言わざるを得ません。政府は、今後地元農民と誠意ある態度で話し合いをし、円滑解決を図る考えがあるかどうか、今後の方針を伺いたいのであります。

なお、航空燃料の確保については、空港の生命線とも言ふべき重大な問題であることは、言うまでもありません。ところが、成田空港においては、この問題はなお未解決のままでありましかうか。燃料確保についての見直し、特にパイプラインの設置の見直しについて伺いたいのであります。

さらに、燃料輸送に伴う危険性、すなわち、燃料そのものが持つ危険性及び輸送に際して外部からの侵害による危険性に対処して、政府は、輸送の安全性を確保するためにどのような対策を持つてゐるのか、あわせて伺いたいのであります。

以上の諸点について誠意ある答弁を求めて、私の質問といたします。(拍手)

〔内閣総理大臣福田赳夫君〕 お答え申し上げます。

今回の事件に対する政府の責任いかん、また、信用回復の方途いかん、こういうお尋ねでございますが、本日に今回の事件は、私は残念で残念でたまりません。たまりませんが、これに對しては政府の責任、これは何といたしましても、もう安全第一という前提のもとに、早くこの空港開港にこぎつけることである。同時に、この問題が起きたその根源があるのです。その根源をえぐり出して、再びこのような騒擾的事件の起こらないような措置を講ずる、この二つが、私は政府が責任を尽くすゆゑにやあるまいか、そのように思つております。

なおまた、長谷雄さんは、過激派集団、その本質をどういふふうに認識するか、また、これが今回のような事件を起こすことのないように、その根絶を期するための抜本策いかんというお話でございますが、しばしば申し上げてきましたけれども、これは一部農民の反対運動というふうな、そういう問題じゃないのです。これは本日に国家、社会に対する秩序破壊、これをねらつての挑戦行為である、そういうようなとらえ方をもちまして、このような行動がこの日本社会において許されないというための万全な対策をとらうというところではないかと思つております。そういうためには現行の法令でどこまでいけるかということをよく検討してみたいと思つております。これでその目的のために対処できるというならばそれでよし、しからず、それでは足らぬ、こういうことであれば、新たな立法もまたこれをお願いしなければならぬかな、このように考えておる次第でございます。今後の成田警備に対する対応策、また開港後の

警備体制についての所見等につきましては、これは関係大臣からお答えを申し上げることにいたしたいと存じます。(拍手)

〔国務大臣瀬戸山三男君登壇〕

○国務大臣(瀬戸山三男君) 過激派集団の対策についてというところでございますが、これは前にも申し上げましたし、いま総理からもお話がありました。これは成田の空港だけの問題じゃないのであります。この地下水は、各大学と云ってもいいでしょう、国公立の大学の中にもこの地下水が流れております。大学を占拠し、あるいは講義を妨害し、あるいは内ゲバをし、こういうもの全部に、ここに地下水が流れておるといふこと。それから、最近では裁判闘争の名のもとに、裁判の中にもこういうことが流れてきておる。全部一連のものであります。こういう事態を踏まえて、私どもは真剣に対策を考えなければならぬ。裁判については、御承知のとおり、刑法の特例法を今国会にお願ひしておるのもその一環でございます。いずれにいたしましても、かような対策を十分立てて処理をしなければならぬ。

それから、成田事件の損害賠償請求について、これは理論的には当然でございます。その事実を調べ、実行者を調べ、それに損害賠償を求めるといふことは当然でございます。また、直接そこにおらなくても、これを扇動し教唆し、これは一体でありますから、損害賠償を求めるとは当然であります。ただ、長谷雄さん御承知のとおり、実際問題として賠償が取れるかどうか。未来永久追求しろと言われる御意見には非常に傾聴いたしております。(拍手)

〔国務大臣福永健司君登壇〕

○国務大臣(福永健司君) 管制室の内部については管制室の通信装置、表示装置を初めレーダー指示器、飛行場灯火制御等の施設に相当の被害を受け、管制室の外に設置されているマイクロ回線用のアンテナ等の機器が損傷したほか、管制室の窓ガラスのほとんどが破損しております。これら

の復旧に要する費用は約一億三千万円内外と見込まれておりますが、運輸省及び公団等においては、負担すべきものは当然負担の上、復旧工事を行うこととしております。

いま法務大臣が触れたのでありますが、他方、加害者集団等に対して損害賠償を請求することについては、関係方面とも十分協議いたしまして対処いたします。

地元農民との平和的な話し合いについては、すでに前質問者各位にもお答えしているところであります。これら地元農民の方々の将来の生活設計についても十分心を配るなどの措置を講ずることとしたしたいと思います。これらのことを通じて成田空港周辺の社会的な安定を図ることが必要と考えておりますので、従来も努力はしてまいりましたが、今後はさらに、ただいまの質問者が言われたお言葉をかりして申し上げますと、誠意を尽くして前向きな努力をしてまいりたいと存じます。

燃料輸送の安全確保につきましては、物的施設の面及びこれに対する警備力などによる警備の面からも万全を期していかなければなりません。本格パイプラインは開港後三年以内に完成させる必要があり、目下空港公団において地元住民に対する説明会を行っているところでありますが、予定どおり完成できるよう促進してまいりたいと存じます。(拍手)

〔国務大臣加藤武徳君登壇〕

○国務大臣(加藤武徳君) 極左暴力集団対策委員会についての御質問でございます。この委員会は警察庁内部に設置をいたしましたものでございまして、警察庁次長を長といたすものでございます。から、対外的なものではございませんで、いわば警察内部の組織、かように御理解がいただきたいのでございまして、そして先ほど報告をいたしましたように、空港が安全に開港ができ、そしてその後の警備もどのような体制をとっていかなければ

ばならぬか、かような警備体制を中心にいたしましての審議をいたし、結論を出してまいります。そして警察力のみをもつていたしましては万全を期し得ないことは御理解が願えると思うのでございまして、運輸省、公団を初め、関係各省庁に対して、かようなかような処置をとっていただかなければというようなことをまとめてまいります。と同時に、また空港警備に必要な通信でありますとか、あるいは装備でありますとか、あるいは資器材等につきましてはどのようにしなければならぬか、このことを検討いたしまして結論を出す組織でございます。もとより、この組織のみをもつていたしまして万全であるとは考えておらないのでございます。(拍手)

○議長(保利茂君) 塚本三郎君。

〔議長退席、副議長着席〕

〔塚本三郎君登壇〕

○塚本三郎君 ただいま報告されました成田空港事件について、私は、民社党を代表して、わが党の意見を交えつつ質問をいたします。

本事件のよって来る原因は幾つかが挙げられ、とりわけ政府の場所選定の無理及び決定後、これほどに重大なる政治問題を、空港公団という単なる一管理事業体のみ任せ切りで過した政府の怠慢が指摘されなければなりません。

私も、この点を承知しつつも、なお国家機関が正式決定され、実行に移されつつある今日、政府のまずきを指摘することは後日にとどめ、本事件に憤り、将来に憂いを抱かざるを得ない国民の立場に立って、次の諸点を質問いたします。

(拍手)

質問の第一は、長期にわたる困難な開港のための準備に対して、政府はその取り組み姿勢が甘く、その任のほとんどを空港公団に任せ、空港公団は反対派の制圧のすべてを警察当局に依存するといふありさまで、政府が全面的に最前線に立って指揮し、多面的に解決するための努力が欠けて

いたことを指摘しなければなりません。(拍手) たとえば、反対のための団結小屋を除去するには、単に兇器準備集合罪や公務執行妨害罪の適用のみではなく、建築法違反による立入禁止とか、空港公団、千葉県などの公用地を不法に占拠している約半数の小屋は、不動産侵害罪を適用することにより、管理権を行使して強制立ち退きを実施するなど、現行法規を多面的に適用することなど、なお幾つかの方法があったのかかわらず、なぜそれが実行されなかったのか、不思議でなりません。

われわれ庶民のわずかの交通違反や税の滞納に対して、政府は直ちに差し押さえや競売などの強硬手段を用いるのに、これら暴力で抵抗する無法集団の目に余る行為に対しては、なぜそのような手段をとらなかつたのか、御説明をいただきたいのであります。(拍手)

質問の第二は、極左暴力集団の本拠が大学構内にあることを政府は十分に承知しながら、先ほども法務大臣が述べられたごとく、なぜこれを放置しているかということでありまして、

昨日の参議院本会議でも、法務大臣は大学当局に排除をお願いしていると答弁しておられました。が、大学自身がこれらの集団を排除する意思があるとお思いでございましょうか。また、その意思があったとしても、それを実行する能力があると政府はお考えでしょうか。

東大精神科病棟が不法占拠されて八年、いまだにその状態は回復されておられません。聞くところによれば、大学当局の要請がなければ警察を大学構内に入れないという協定が大学と文部省の間で取り交わされていると言われていますが、これは事実でありましょうか。大学構内に違法行為が行われていて、なお政府の権力が及ばぬ治外法権を認めるがごとき協定は、違法にして無効だと信じますが、いかがでありましょうか。(拍手)

質問の第三は、彼ら過激派暴力集団は、警察一万三千名の防備を突破するほどの装備と武器を用

昭和五十三年三月三十日 衆議院会議録第十七号

新東京国際空港の開港延期について及び新東京国際空港における極左暴力集団の不法行為についての発言に対する塚本三郎君の質疑

六〇六

意しており、それら多数の暴徒の行動を容易にしている資金源は一体どこから出てきているかを御説明願いたい。

大学自治会が、その主導権争いのため、各セクトが残忍な死闘を繰り返しているのも、その大学が供給している自治会費という金が目当てだと論評する者もあります。彼らの糧道を断つため、その供給源及びルートを封殺する施策があるかどうか、お答え願いたい。

質問の第四は、反対派がこれほどまでに抵抗し、政府がこれに対処するに何か手ぬるさを感じさせるのは、反対運動の中に政治家が介在したことに原因があるのではないのでしょうか。

(拍手)  
過激派暴力集団がこれほどまでに反政府の運動を展開し、公然と凶器を振りかざす心底には、特定政党が地域選定の際行った反対運動の過去の行動を過信したこと、つまり一坪運動という特定政党の行為をして、彼らには心強い味方があるのだとの安心感がひそんでいるのではありませんか。

(拍手)  
特定政党幹部を先頭に、五十五名に上る国会議員が、わざわざ一坪地主となつて反対運動の場所を提供し、それを政府が強制執行するという、法治国家としては論外の行為が展開され、いまだに未接収の一坪地主と称される国会議員がおられると聞くが、差し支えなければこの場でその氏名をお伺いしたい。(拍手)

質問の第五は、警備当局に対する不安であります。政府は、日本国の威信にかけ、三月末開港を強行し、それなりに自信を持って準備を施し、万全の警備陣をしいたと信じています。

しかるに、きのうの参議院本会議で、福永運輸大臣は、公園周辺のセクトの不法占拠の排除は容易なことではない、困ったことだと答えられ、加藤国家公安委員長は、解放区、団結小屋という治安当局の目の届かないところがあると指摘して、

あたかも空港周辺に治外法権地域があつて、国家権力が及ばざるかのごとき答弁をしておられます。そこには電灯がともり、電話が引かれ、郵便が配達され、武器が持ち込まれているというではありませんか。過激派が学園と結び、近くは裁判にまで及んでいると、ただいまも法務大臣は憂慮されておられますが、何ら具体策がとられていないじゃありませんか。一体だれが政府でありましようか。福田総理は、政治的にも制度的にも暴力に寛容であり過ぎたと、きのうの参議院で答えられておられます。政府がこんな態度で、警察当局がどうして体を張り、命を賭して警備できるでありましようか。(拍手)警察当局に警備能力がないのではない。本当は政府に統治能力がない。統治者としての責任感と法を守る魂がないことを指摘しておきます。(拍手)これでどうして治安当局が任務を果たすことができるでありましようか。

質問の第六は、警備当局の武器使用についてであります。過激派暴力集団は、殺人用電気も、毒薬等を使用し、火炎びんを投げ、鉄パイプを振りかざし、内戦と豪語しております。これに対するに、警備は十数発の威嚇射撃をしたにとどまり、一発がはね返って一人の暴徒の足にささったと報道されております。

今回のごとき事態に際し、武器使用はどのように指示されているのか。まさか拳銃は警察の護身用のみを目的に所持せしめているとは思えません。おれたちは絶対に安全だと自負する彼らに対し、今日のごとき状態では、何万の警察を動員しても防衛ができないことは当然でありましよう。

(拍手)  
かくて、施設の破壊と国家威信の失墜と、民主政治の法の尊厳が無残に踏みにじられてしまいました。これらの被害は、国民一人一人が負わなければならない。

一体、警察は何のために武器を所持しているのか。今回の事件にかんがみ、一般の暴力とこれら

過激派暴力集団の暴力とは、その質と量において根本的に異なっており、内戦を呼号する彼らに対しては、武器使用と事前警備に対して異なった対処の仕方をとるべきだと思ふが、いかがでありましようか。

質問の第七は、成田空港開港後の警備と武器使用についてであります。

成田空港開港後、今回の事件に照らし、万一再び警備が破られ、暴徒が管制塔に入らんとした場合、警察官がこれを阻止するため暴徒を殺傷した場合、過剰警備となるか否か、単純にお答え願いたい。

航空機は一瞬の問題であり、事故は直ちに死に直結するため、これを乱さんとする者に対する政府の態度と乗客の心理状態をおもんばかって、あえて言及しておかなければなりません。航空機の安全は、完全に完壁を要求し、とりわけ国際空港は、国家の威信と国家の安全がかかっております。政府として可能なすべての力を注ぐことは当然であります。(拍手)

最後に、本日、政府は空港周辺警備のための新立法を意図しておられるやに聞きます。私も民社党は、必要な立法措置については協力することに決してやぶさかではありません。堂々と勇気をもって正面から取り組んでいただきたい。

しかし、現行法律を厳守せしめずして安易なことのみに手を出す怠惰な行政の態度を改めないならば、どれほどの法律を山と積んでみても、しよせん、その場逃れの議論と法の威信を傷つけるのみであることを警告しておきます。(拍手)

たとえば、燃料輸送にかかわる国労、勤労の態度であります。彼らが違法の暴力でしばしば列車運行を妨害し、国民の目に余る行為があつても、それが放置され、今回もまた、春闘と称して、違法ストを早くも公言していることを何といたしましようか。

まして勤労の違法ストによる成田空港燃料輸送阻止行動が、いつの日か空港反対同盟のゲリラ闘

争と結びついたとき、もしかすると、恐るべき大惨事を引き起こさないとだれが保証できるのでありましようか。

政府は、まず法と秩序を守る執行者として、厳然たる態度をとり、民主主義と平和を願う国民に責任を持つ態度をとることが絶対条件であることを強く指摘し、総理の決意のほどを伺って、私の質問を終わります。(拍手)

(内閣総理大臣福田赳夫君) 塚本さんにお答え申し上げます。

塚本さんの本事件に対する認識、見方、これは私と全く一緒でございます。その私と一緒の見方、認識の上に立ちまして、いろいろ御所見が述べられたわけでございます。その一つ一つにつきましては、所管大臣からお答えを申し上げますが、民主国家、この体制を守り抜こうとする私ども政府の見解に對し、その貴重な激励であると受けとめまして、私も、与えられた政府の責任を、国民の期待にこたえて、完全に尽くし抜くという決意であるということを、はっきり申し上げまして、お答えをいたしたいと思ふのであります。

(拍手)  
〔国務大臣瀬戸山三男君登壇〕

○国務大臣(瀬戸山三男君) 塚本さんから、大学の暴力学生による問題をお話しになりました。細かいことは申し上げませんが、東京大学、京都大学、その他国立大学あるいは公立大学、私立大学に、まだ今日学校の一部を占拠し、あるいは武器を蓄え、あるいは内ゲバの騒動を起こしている、あるいは講義ができない、学校の外で教育をしておる、こういう状態が起こっております。この問題は放置できないことでありますけれども、御承知のとおり、また一面において、大学の自治あるいは学問の自由の問題との兼ね合いがあります。でありますから、そういうものと兼ねてこの解決を図らなければならない、実際問題としてむずかしいところがありますが、しかし、大学とい

えども治外法権ではございません。断じてこれを排除するために、いま文部省やあるいは警察当局と協力し、また、大学の協力を求めてやっておるところでございます。

それからもう一つ、警察の過剰防衛の話がありました。今日まで、警察があの事態を見て、あの状態では、あつた暴力集団の攻撃を防ぐというところは、私は、事直に言つて不可能であると思ひます。それでいいのかというのを現在検討しているところを先ほど申し上げました。(だから警察官は安心をして警備できないんだよ)と呼ぶ者あり)そこで、そのことを検討しておるというのを申し上げておるのであります。現在の与えられた法律で、十の箇所を十までやったらどうかというのを、いま検討しておるところであります。

それからもう一つ、過剰防衛として、仮に拳銃であつた暴徒を殺したとき云々というお話がありましたが、これはいつも言われておりますが、日本の憲法では、人権とか自由とかいふことが問題になります。この問題をばつきり申し上げておきますが、日本の憲法は、平和と民主主義、自由権の非常に崇高な憲法になっておりますけれども、しかし、火災びんを持ち、武器を持ち、あつた攻撃をしたりする自由は一切与えられておりません。そういう自由は憲法上ないという前提で、武器の使用等も、あつた事態を防ぐだけの行為をやることは当然でございます。

〔国務大臣福永健司君登壇〕

○国務大臣(福永健司君) 成田空港周辺の空港公団所有地の一部地域には、過激派学生等による妨害によって、十分な管理が行ひがたい状況のところもあるという点について強い御所見がございました。遺憾ながら四力所において団結小屋等が不法に建てられております。まことに遺憾至極であります。この状態のままに放置することは断じて許さるべきものではありませんので、この排除については、御説のごとく、弱腰であつてはなら

ないと存じます。強く厳しく対処していくべきであると存じます。空港周辺に治外法権地域があつては断じてなりません。御指摘は肝に銘じ、今後に対処をいたしてまいりたいと存じます。

成田空港建設の反対運動の一環として行われてゐる、いわゆる一坪運動用地は、過去において変化もございまして、現在は三十八件、約二ヘクタールほど存在しており、現時点においては、この中に二件について現職の国会議員が所有者として関係しております。(発言する者多し)

公共企業体等の職員については、争議行為を行うことは法律により禁止されているところでありまして、これに反して違法スト等が行われた場合には、当然法に照らして厳正な措置をとるべきものと考へます。

○副議長(三宅正一君) 国務大臣加藤武徳君。(答弁漏れ)「運輸大臣、答弁やれ」と呼び、その他発言する者多し

〔国務大臣加藤武徳君登壇〕

○副議長(三宅正一君) お静かに願ひます。(ただし「名前を言え」と呼び、その他発言する者多し) 静粛に願ひます。どうぞ御容れください。○国務大臣(加藤武徳君) 警察といたしましては、犯罪のありまるところ、これを断じて看過いたさない、かような基本の態度でございます。しかし、塚本議員の御指摘がございましたように、過去におきましての極左暴力集団に対する対処に甘さがあつたことは、否めない具体的な事実等もあるでございますから、今後断じてかようなことのないような根本の考へ方に対処いたしてまいりたいと思ひます。

それから、資金源を断つ方策ありや否や、かような御質問でございました。

極左暴力集団の活動費は、その一部は各セクトの会費でありますとか、あるいは機関紙の発売利益でありますとか、さようなことはごく一部であらうと思ひます。その大部分が資金力

が、しかし、その具体的な事実等につきまして、警察もその詳細を承知いたしておらないのでございまして。しかし、あのような団結小屋をつくつて、かつまたトーチカを構築いたしますには、相当の金がかかつておるのには間違いないのでございまして。このルートに關しまして徹底的に究明をいたしてまいりたい、かように考へておるところでございます。

そして、最後の御質問の武器使用についてでございます。

先ほど来容れいたしておりますように、機動隊の諸君は拳銃を所持いたしておらないのでございまして。しかし、かような事態に対処いたしましては、拳銃使用も考へていかなければならぬ、そして、かような事態には拳銃使用も可能だ、かような線を明確にいたしながら対処してまいらなければならぬのでございまして。

最後に御指摘の、開港後いかなる場合に武器を使用したか、かような御指摘でございます。

その具体的なケースによつて対処しなければならぬ場合は、多数の人命に危害が生じますような場合には、当然武器使用もなすべきだ、かような考へ方でございます。(拍手)

○副議長(三宅正一君) 運輸大臣から、答弁を補足したいのとございまして。これを許します。

〔国務大臣福永健司君登壇〕

○国務大臣(福永健司君) 先ほど、私は、塚本さんが、差し支えがなければ氏名を言えというお話でございまして、差し支えるわけではございませんでした。ではございまして、この国会の場所がいかなるところであるかというところは、私よく心得ております。私から申し上げたのではないが、このことは明らかにすべきであるという見地から御要求がございましたので、先ほどの判断は判断といたしまして、申し上げさせていただきます。

(拍手)

先ほど、私は、過去において変化があつた、そ

のことを申し上げたのでございまして、現時点において土地については二件と申し上げました。申し上げましたが、所有者は一名、千葉県第二区選出小川国彦代議士であります。

○副議長(三宅正一君) 柴田睦夫君。

〔柴田睦夫君登壇〕

○柴田睦夫君 私は、日本共産党・革新共同を代表して、総理並びに閣僚大臣に質問いたします。去る三月二十六日、暴力集団による成田空港周辺での不法行為によつて、国民の血税による数億円の施設が破壊され、莫大な諸経費の損失が生じ、さらに国際信用さえ失われたのであります。

かかる事態を許した政府の責任はきつめて重大であると考へます。しかるに、政府が事件発生直後に発表した声明は、この傍若無人、計画的、組織的な公然たる暴力的破壊行為を許した政府の責任について、一言半句も触れていないのであります。

総理は、昨日の参議院本会議で、暴力集団に対して寛容であり過ぎたと答弁しました。これは一応政府の責任を認めたことではあります。この際、どこが寛容であり過ぎたのか、その内容を具体的に明らかにするとともに、その責任をどうするのか、総理の答弁を求めます。(拍手)

次に、政府、警察当局がこれまでとってきた措置について具体的に伺ひます。

第一は、公園用地内に不法に建てられている暴力集団の出撃基地についてであります。

四戸ある公園用地内の不法建築物の一つには第四インターが現に常駐しており、この第四インターが管制塔の破壊を行つたのであります。公園用地内にある不法建築物が、このように暴力破壊活動の拠点となつてきていることは明かや明白であります。公有地に暴力集団が根拠地としての建築物を建て、占拠することは明白な不動産侵害罪であります。このような違法行為を建設の段階で取り締まることは、警察当局の責務であることは言

昭和五十三年三月三十日 衆議院會議録第十七号

うまでもありません。

きのうの参議院でわが党議員が、昭和四十九年に空港公団から告訴が行われているのに、四年もたった現在、この犯罪行為が野放しにされている責任を追及したところ、加藤国家公安委員長は、いまだに実態の把握をしていないと答弁しました。告訴を行ってから四年もたっているのに、実態も把握していないというところはあり得ないことであり、知りながら放置していたのが実際ではありませんか。国家公安委員長の責任について総理の明確な答弁を求めます。(拍手)

また、参議院運輸委員会では、政府当局が、参考人の事情聴取ができないから今日に至っていることと答弁しましたが、不法占拠者は参考人ではなくて犯罪者であります。彼らが事情聴取に応じないことを捜査ができない理由とするならば、今後とも捜査は進まないことになりそうです。総理、国家公安委員長はこれを放置しておくのですか。なぜこのようなことになっているのか、その責任はだれにあるのか、明確に答弁を求めます。(拍手)

また、暴力集団が火炎びん、鉄パイプなどの武器の製造、貯蔵などを行っている不法占拠建築物には、電話、電気、郵便物の配達などが行われていない。彼らの犯罪活動の根拠地に対して、政府関係機関が便宜を与えてきているのであります。このようなことについて、政府はその責任をどうとらえるのか、答弁をいただきたい。

第三の問題は、暴力集団が、ゲリラ的パルチザンの戦術を模倣させ、三・二六三里塚百万人総決起をもち取れと大宣伝を行い、大暴動を計画していたにもかかわらず、事前の効果的な対策をとらなかった警備当局の責任についてであります。

彼らは、数日前から公然と火炎びんの材料や鉄パイプなどを拠点に持ち込み、二十六日の妄動に向けて着々とその準備を進めていたのであります。警備当局も、この暴力集団の動向を察知していたことを認めています。警備当局は、三十三カ所の拠点すべてに対し、これが犯罪の拠点とならない

新東京国際空港の開港延期について及び新東京国際空港における極左暴力集団の不法行為についての発言に対する柴田睦夫君の質疑

六〇八

よう、警備法の活用や捜索、押収など、必要な具体的措置をなぜとらなかったのか、その責任をどう考えているのか、明確な答弁を求めます。(拍手)

警備上の常識とも言えるマンホールを見逃した警備ミスはきわめて重大であることは言うまでもありません。さらに、事件当日、暴力集団は少なくとも二キロにわたり、次々と立ち木や枯れ草に放火しつつデモ行進を行い、付近の人が身の危険を感じたというほどのきわめて危険な犯罪行為が行われていたのであります。にもかかわらず、なぜ取り締まりを行わなかったのか、答弁を求めます。(拍手)

このような政府、警察当局の暴力集団に対する長期にわたる根強い甘やかさや、野放しとも言える態度こそ、彼らの不法、無法行為を許す要因となってきたものであり、政府の責任はきわめて重大であると言わなければなりません。(拍手)

ところが、昨日の国家公安委員長の答弁では、この暴力集団を社会主義革命や共産主義革命を目指すものであるかのように言っています。しかし、彼らは、社会の進歩や変革とは全く無縁の犯罪の暴力集団であります。(拍手)この認識を改めることが必要だということを特に強調しておきます。(拍手)

これらの暴力集団を一掃することは、安全を確保すべき空港にとって不可欠の前提条件であります。二十六日の暴力集団の集会には、ハイジャックを事とする国際的犯罪集団日本赤軍のアピールと紹介されているのであります。世界の空港多しといえども、国際的テロリストと連携する暴力集団が周辺に常駐するという異常事態の国が一体どこにありましようか。(拍手)これらは、すでに諸外国のパイロットからもひどく指摘されているところでありま。

成田空港の開港には、これらの暴力集団の一掃と同時に、安全な空港の設定、騒音対策、交通輸

送手段などの基本的な前提条件が欠落しています。このような事態を放置したまま、政府は明三十一日にも新たな開港日設定の閣議決定を行おうとしていますが、これらの問題をどのように解決しようとしているのか。その保証はあるのか、総理、運輸大臣並びに国家公安委員長の明確な答弁を求めて、質問を終わります。(拍手)

〔内閣総理大臣福田赳夫君登壇〕

○内閣総理大臣(福田赳夫君) お答え申し上げます。

きのうの参議院本会議で、私が、政府は暴力行為に対しましては、寛大に過ぎたのではないかと感じる、感想を持っておるということをおっしゃったが、一体どういうことを具体的に指し言うんだと、こういうお尋ねですが、私は、一々言わぬでも、もうそういう事例が幾らでもあるんじゃないかと思うのです。

しかし、今度の成田の問題を見てみましても、あの成田空港が三十日には開港式が行われる、そういうとき、また、その後においても、その成田の空港を廃港しようという企図の総本部とも言ふべき要案と言われるものが、二つも存在しておる、こういうことが許されるということが、寛容なというふうに感ぜられないでいいのでしようか。あるいは団結小屋なんというものが三十幾つもあ。こういうのがずっとそのまま放置されておるといふような制度なりあるいは制度の運用というものが一体許されていいものでありましようか。あるいは、先ほど民社党の塚本書記長が指摘された安田講堂事件以来もう何年になりますか。

あれ以来、大学の教室の一角が極左学生によりまして占拠されて今日に至っておるのです。そういうことが許されているということが、寛容であつたと言わぬで一体何でありましようか。私は、そういう反省に立って、そういうことが許されないように万般の措置を講じたい、このように考えておるのであります。

なお、国家公安委員長の責任はどういうふうに

なるのだというお話でございますが、公安委員長責任、これは、いずれにいたしましても近く成田の開港を行わなければならぬ、それまでの間、またその後におきまして、この空港の警備が万全という体制でなければならぬし、再びこのような事件が起こってはならぬ、そのために全力を尽くすということが国家公安委員長の責任である。このようにお答え申し上げます。(拍手)

〔国務大臣加藤武徳君登壇〕

○国務大臣(加藤武徳君) 団結小屋が極左暴力集団の拠点でありますことは、周知のことでございます。今日までも回を重ねて検索をいたし、差し押さえ等をしてきておるのでございますけれども、今後とも断じて緩めない、かような基本の考えで対処しなければならぬ、ただ、団結小屋を撤去しろという御意見につきましては、私有地であり、また、不法に建築されない建物等もあるでございますから、かようなことにつきましては慎重に対処してまいらなければならぬ、かように考えております。

それから、四十九年二月に、公団から告訴のございましたいわゆる野戦病院と言われております極左暴力集団の拠点でございますが、私が、実態の把握が十分でないという言い方をいたしましたのではないのであります、すでに建設をされて相当期間が経過して後の告訴でありましたので、だれが果たしてつくったのか、この実態がつかめないままになっておるので、今後も鋭意探索をしてまい、かような言い方をいたしましたことと御理解をいただきたいのでございます。

それから、団結小屋を基軸にいたしましての計画があつたことは、まさにそのとおりでございます。今後とも団結小屋を拠点にいたしましての活発な活動が展開されることが予想されますので、断じて許さない、かような基本の態度で臨んでまいらなければならぬ、かように考えております。

なお、デモ隊が放火等をいたしたことにつきま

しては、合わせまして百数十名の検査者を出して  
おり、この検査者を徹底して糾明してまいる所存  
でございます。(拍手)

〔國務大臣福永健司君登壇〕

○國務大臣(福永健司君) 成田空港周辺の空港公  
団所有地の一部地域には、過激派学生等による妨  
害によって十分な管理が行いがたい状況のものも  
あります。現在、団結小屋等が不法に建てられてお  
り、この状態のまま放置することは許さるべき  
ことではありませんので、この排除については  
十分の対策を講じていかなければならないと思  
います。

今回、きわめて遺憾な破壊行為により成田空港  
の開港が延期されることになりましたが、成田空  
港の開港に当たっては、航空機の安全運航の確保  
が最大の前提であり、安全を十分見きわめ、その  
上で開港に踏み切る所存であります。

空域、飛行コース、騒音等の問題については、  
すでにいろいろ申し上げておりますが、今後、さら  
に一層気を付けてまいりたいと存じます。(拍手)

〔國務大臣服部安司君登壇〕

○國務大臣(服部安司君) 御指摘の極左暴力集団  
の破壊活動分子のとりでに電話架設の問題につ  
きましては、一部のいわゆる団結小屋に、電電公社  
の加入電話は架設されていると聞いております。  
この加入電話が違法な行為に利用され、大変な御  
迷惑をおかけいたしましたことは、心から遺憾の  
意を表したいと存じます。ところでありますが、犯  
罪の拠点になっている根拠地に電話を架設するな  
どはまことにいかかとも思いますが、残念な  
がら現在の電電公社の経営のあり方からいって、  
正規の手続をとられた場合には、予算の許す範囲  
内において架設せねばならないという事情もあり  
ます。しかしながら、現地報話局では、十二分に  
この居住の証明などの提出を要求いたしました  
ところ、すべての要件を備えた申し込みでござい  
ましたので、結果的には、まことに残念至極でござ  
いしましたが、拒否することができなかったという

実態でございます。こういった行為の後の始末に  
つきましては、いろいろな法的に問題の検討  
を進めておまして、この撤去するいかんにつ  
いても早急に決定を見たいと考えております。

なお、郵便物の配達につきましても、これは、  
あて所がはっきりといたしておきましても、これ  
をこの内容、目的において配達可否を決定する  
ことはできないのは御案内のとおりでございま  
し、したがって、そういった法に沿ってこの行為  
をいたしましたのが、しかしながら、劈頭におわ  
び申し上げたとおり、情においてはまことに耐え  
がたい点はございするが、今後この問題につ  
いても真剣に取り組んで、皆様方の御理解を得るよ  
うな措置を講じたい、かように考えておる次第で  
ございます。(拍手)

○副議長(三宅正一君) 永原稔君。

〔永原稔君登壇〕

○永原稔君 私は、新自由クラブを代表して、成  
田空港における暴力主義的な破壊活動をめぐ  
って、福田総理以下閣僚大臣に質問をいたしたい  
と存じます。

議會制民主主義のもとで意思決定をなし、国の  
国際的、国内的門戸として、多額の血税と長い年  
月を費やしながら、その完成を喜ぶべきであつた  
本日、一転して政府にその失態をただす事態に立  
ち至つたことは、まことに遺憾にたえません。  
そもそも、国民の信託を受けて、その生命、身  
体、財産を守ることを第一義とする政府が、一部  
の暴徒により内外にわたつてその権威を失墜させ  
られたことは、理由のいかんを問はず、責められ  
るべきであります。

民主主義社会においては、個人こそ実在するも  
のであり、個の集合体として全体が構成されるの  
は当然であります。そこに住む個人は、人間生  
活を営むためになお全体を忘れてはならないので  
あります。個人主義を基盤とし、自由主義政治体  
制下に繁栄を誇り、爛熟した物質文明を謳歌した

アメリカでさえ、ケネディ大統領は、「国が自分  
に何をしてくれるかを問うな、自分が国に何をな  
し得るかを問え」と国民に呼びかけたではありませんか。古くして、なおかついつまでも新しい全  
体と個の問題は、民主主義発展のためにも忘れ  
去つてはならないのであります。

基本的人権の名のもとにあらゆる行動が黙認さ  
れるとしたら、人間社会の秩序は乱れます。いま  
まで政府は、大多数の国民が迷惑する行動につ  
いても寛容であり、またむしろ黙認という態度が多  
かつたと思ひます。その消極さが思ひ上がりをも  
長し、今回のような行動に結びついたと判断する  
のは行き過ぎでしょうか。旧態依然とした、時  
の進展を損なうものであります。私は福田総理の  
毅然たる態度を望んでやみません。

福田総理は、かのハイジャック事件のとき、人  
命は地球より重いということと犯人側の要求をの  
み、割り切れない矛盾を国民の心に残したと思  
います。超実定法的措置であり、緊急避難的にやむ  
を得なかつたとして釈明しておられますが、この微温  
湯的態度がますます過激派を思い上がらせている  
のではないのでしょうか。

近代法治国家として国民の英知と努力の上に  
改々登々と築き上げたわが日本、いま不況下に呻  
吟しているとはいへ、経済的には世界第二位の規  
模を誇り、ただ国内のみならず、エンジンカン  
トリーとして世界経済に寄与する国際的使命感に  
燃えて悲壮にも訴えている福田総理は、この不祥  
事に際会して、今回もまたセンチメンタルな処理  
で済まそうとするのか、御意見を伺いたい。

特に、過激派が勝利宣言をしていることが報道  
されているとき、国際的に信用を失墜し、日本の  
治安に対する評価をいかに低めたことか。国際社  
会の中においても連帯と協調を訴える総理の威信  
は著しく傷つけられたのであります。世界に誇る  
法治国家としての名譽をいかに回復するか、今後  
再びこの愚を繰り返さないための対策をどう考え

るか、あわせてお伺いいたします。

次に、警備についてであります。ただ人を集  
めるだけで警備ができるものではありません。混  
成部隊で指揮統一に欠けるところはなかったか、混  
綿密な事前捜査に粗漏はなかったか、反省すべき  
点は多々あると思ひます。過激派の集合に对应し  
て臨時的に編成される機動隊によって、十分使命  
の達成ができるでしょうか。一度撤去した鉄塔が  
なぜ再び建設されるのを拱手傍観していたので  
しょうか。また、火災びんなどで武装した集団に  
対し素手で立ち向かう機動隊員が、火だるまに  
なつて苦しむ、もたえ、また、門扉を改造トラッ  
クの暴走で突破されて、なすすべなく逃げ惑う  
姿、管制塔でハンマーをふるって機器類を破壊し  
ている犯人の狂暴ぶり。法の番人は一体何をし  
てゐるのか。基本的人権の名のもとにそこまで卑下  
しなければならぬものでしょうか、お考えを伺  
います。

また、機動隊員とて人の子であります。すでに  
成田では機動隊員の死者四名、負傷者は三千五百  
三十五名に及ぶと聞きますが、一体、動員された  
機動隊員や警察官全員に不燃性の防弾衣を与えて  
あるのでしょうか。隊員の自己防衛は万全なので  
しょうか。農民を運動に巻き込んでゐるだけに  
拳銃使用は制約されるでしょう。しかし、武器の  
充実しつつある暴徒に向かうに防弾盾だけでは無  
理だと思ひます。装備強化について、いかがお考  
えですか。

しかも、都道府県警察の職員が国の命令によ  
つて黙々と辛酸をなめているのです。酷暑の中、寒  
風にさらされ、炎暑に汗して任務に励む隊員に、  
国は難きを強いながら、十分の備えをし、報いを  
しているのでしょうか。自己犠牲性にし、家庭も  
顧みないといふ隊員の過酷な勤務を見るとき  
に、私はただただ同情の念を禁じ得ません。一  
体、隊員の生命、身体を守るために、いまのまま  
で万全と言えるか、国家公安委員長の御所見を伺  
います。

昭和五十三年三月三十日 衆議院會議録第十七号

新東京国際空港の開港延期について及び新東京国際空港における極左暴力集団の不法行為についての発言に対する永原稔君の質疑

六一〇

次に、火災びんの使用等の処罰に関する法律も強化しなければなりません。

今回の暴動ともいえる集団行為は、破壊活動防止法第四第一項第二号のロに該当するのではないのでしょうか。あの行為が、「政治上の主義若しくは施策を推進し、支持し、又はこれに反対する目的をもつて」した行為とは言えないのでしょうか。私は、過激派の今回の行動が他に悪影響を与えることを恐れます。

彼らは成田の素朴な農民の反対運動をあり、利用し、目的達成のための手段として成田事件を起こしているとも申しても過言ではありません。

これに厳しい措置をとらなければ、今後、各地における各種の反対運動は、すべて過激派の利用するところとなりましょう。

もし、今回の事件にいわゆる破防法の適用がないとすれば、一体、破防法なるものはいかなる程度の行為について発動されるのか、伺いたいと思います。

次に、運輸大臣に伺います。

開港後の安全保障は、ひとり国内の問題にとどまらず、国際的信用につながります。機動隊派遣は異常事態に対応するものでしょう。常駐不可能とすれば、みずから守る力が必要となります。周辺地域を考慮しながら、大臣はどう対処されるのでしょうか。

最後に、父祖伝来の土地の提供を強いられた農民に、生活設計の指導や生活保障の道を十分に講

じたでしょうか。国民は、本来純真な農民がなぜあれほどまでに盾突くのか、その事情を理解できないと思います。福田総理は、一昨日発表された政府声明で事足りれりすることなく、この議壇上から国民に向かって、成田国際空港建設のよって来るゆえんを説き、理解を求めるべきであります。私は、総理がじゅんじゅんとして真情を吐露し、国民の理解と合意を求めてこそ、事態を打開する方策が確立すると信ずるものであります。

福田総理、ただ私の質問に答えるという態度ではなく、広く国民に語る言葉を期待して、私の質問を終わります。(拍手)

〔内閣総理大臣福田赳夫登壇〕

○内閣総理大臣(福田赳夫) お答え申し上げます。

政府は、過激派の行動に対しまして寛容であり過ぎたのではないかと、そういう御所見を交えての御質問であります。私はそういう感じを持っておるのです。さればこそ、昨日も参議院本会議でそのような所見を述べたわけであります。

それに関連いたしまして、大学が、特に国立大学が今度の成田闘争の基地として使われておる、そのような事実があるのではないかと、それをどう考えるかというふうなお尋ねでございますが、国立大学を含め、大学における学園秩序の維持につきましましては、かねて各大学の格別の配慮を求めているところでありまして、これは今回の事件を契機といたしまして、さらに厳正な対処を求めたい

と思うのであります。今回の事態そのものに対しましては、大学がこの闘争の基地として利用されたというような報告は受けておりません。しかし、塚本さんから先ほど御指摘がありましたように、あの東大の一部の教室が左翼の学生によってずっと占拠されておる、そういうような事実もあります。同様な事実が京都大学等においてもあるのです。そのようなことにつきましては、本事件を契機といたしまして、さらにさらに徹底した矯正をしなければならぬ、かように考えておるのであります。

また、永原さんは、今回の事件に関連いたしまして、成田空港の必要なゆえんを国民にじゅんじゅんと説明すべきじゃないか、このようなお話でございますが、これは先ほども私が申し上げたのです。成田空港を一刻も早く開港いたしませんと、これはどんな惨事が起こってくるかもし

らぬ。羽田空港がもう本場に過密の極限に達しておるのです。あそこで事故が起こらないという保証はないのです。一たん事故が起こったら、あの過密の状態下におきましてはどんな惨たんたる大事件に発展するかもしれぬ、そういうことを考えると、成田空港の開港というものは一刻を争う緊急事になっておるわけであります。この点につきましましては、国民も本場に理解をしてくださるよう

に私は期待をするわけであります。それが今日こういうふうなことになるまで、開港が延期せざるを得ないということになりました。まことに

残念であります。なるべく早くこれを開港したい。しかし、安全ということを一にしなければならぬことはもちろんあります。同時にこのような過激派集団のこの行動、これは根が深いのです。その根の深いその根を、この際、剔抉をいたしまして、あのような行動が再び起こらないように、私は何とか努力をしてみたい、これが政府の決意でございます。(拍手)

〔国務大臣(福永健司)登壇〕

○国務大臣(福永健司) 成田空港を管理する空港公園におきましては、従来から周囲さくを整備、重要施設に対する防護施設等の施設面からの整備を行うとともに、警備員の配置により自衛措置を講じてまいっております。ところが、このたびの痛恨の経験を生かしまして、一層の強化を図るよう指導してまいりたいと存じます。

安全確保については、何としても万全を期さなければなりません。念には念を入れ、完璧を期して対処したいと存じます。地元農民と平和的な話し合いも進め、成田空港周辺の社会的な安定を図ることが当然必要でありまして、従来の努力に加え、温かい心の交流を念願しつつ、今後さらに前向きな努力をいたしたいと存じます。

〔国務大臣(加藤武徳)登壇〕

○国務大臣(加藤武徳) 成田に動員されました警察官は、一万三千名のうち一万名は千葉県外の都道府県から動員をいたしました者でございます。しかし、各都道府県におきまして日ごろ徹底した訓

練をいたしておりますから、練度の点では問題がないと思っておりますが、ただ、そう長く各都道府県を空にしておくわけにはまいりませんので、二十六日の直前に結集をいたした、かようなことでもございますから、部隊の運用等につきましても、いままに反省いたしますと、もっと早く、かような気持ちはいたすのでございますけれども、現在の地方団体の警察の体制下におきましては、やむを得なかつたと思うのでございます。今後、訓練にさらに精進をいたし、練度を高めてまいりたい、かように存じております。

それから、警察官のいまの服装や装備で大丈夫なのか、かような御指摘でございます。もとより警察官の諸君は出動服を着用いたし、また防炎用のマフラーも所持はいたしておりますけれども、電気もりのような、あのようなとんでもないものが打ち込まれる、かような事態を考えます場合に、今後服装等につきましてもさらに研究が必要ではないであらうか。

さらに、装備につきましましては、先ほども申しましたように、機動隊の諸君は拳銃を所持しておらないのでございますが、果たしてこれでいいかどうか、かような問題をも含めまして、装備の点につきましてもさらに検討を加えてまいり、かような考え方でございます。

〔国務大臣瀬戸山三男君登壇〕  
○国務大臣(瀬戸山三男君) 現在の火災びんの使用等の処罰に関する法律の強化をする必要はない

か、こういうお尋ねであります。現在の法律は、使用、製造、所持等、長期七年の懲役にも処することになっております。これ以上強化しなくても、これで対応ができるものと考えております。

それから第二点は、今度の暴力集団の行為が、破壊活動防止法の適用になるのじゃないか。形はさような姿になっておりますから、現在の犯罪の実態をよく調査をし、また、かの集団はいろいろなセクトに分かれておまして、それが集合してやっておりますという点もありますから、細かに実態を検討して最終決定をしたい、かように考えておるわけでございます。

○副議長(三宅正一君) これにて質疑は終了いたしました。

○副議長(三宅正一君) 日程第一は、委員長提出の議案でありますから、委員会の審査を省略するに御異議ありませんか。  
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○副議長(三宅正一君) 御異議なしと認めます。

日程第一 活動火山周辺地域における避難施設等の整備等に関する法律等の一部を改正する法律案(災害対策特別委員長提出)  
○副議長(三宅正一君) 日程第一、活動火山周辺

地域における避難施設等の整備等に関する法律等の一部を改正する法律案を議題といたします。  
委員長の趣旨弁明を許します。災害対策特別委員長川崎寛治君。

活動火山周辺地域における避難施設等の整備等に関する法律等の一部を改正する法律案  
〔本号末尾に掲載〕

〔川崎寛治君登壇〕

○川崎寛治君 ただいま議題となりました法律案につきまして、提案の趣旨とその概要を御説明申し上げます。

本案は、最近における火山の爆発、これに伴う多量の降灰その他の火山現象による被害の実情にかんがみ、活動火山周辺地域における避難施設等の整備等に関する法律のほか、関係法律の一部を改正しようとするものであります。

まず、活動火山周辺地域における避難施設等の整備等に関する法律の一部改正につきまして申し上げます。

その第一は、防災林業経営施設等の整備であります。

現在、農作物につきましましては、火山の爆発によつて生ずる被害を防止するため、防災営農施設の整備が進められておりますが、林産物及び養殖中の水産動植物または水産物につきましても同様

の措置を講ずることとしております。

その第二は、降灰除去事業の推進であります。国は、年間を通じて一定量の降灰があつた区域内の道路、下水道、都市排水路、公園または宅地に係る降灰の除去事業に要する費用について、市町村に対し、政令で定めるところにより、その三分の二以内を補助することができるとする等の措置を講ずることとしております。

その第三は、降灰防除地域についての措置であります。

内閣総理大臣は、降灰防除地域を指定することができるとし、この指定がなされた地域内の教育施設または社会福祉施設について、降灰防除施設の整備を行う地方公共団体等に対し、政令で定めるところにより、その費用の三分の二以内を国庫補助することができるとするとともに、降灰防除施設等の整備を行う病院等の医療施設または中小企業者に対し、長期低利資金の融資の道を開くこととしております。

その他、火山現象の研究観測体制の整備、警戒避難体制の整備、火山現象に関する情報の伝達、治山治水事業の推進、火山の爆発に伴う河川の水質汚濁の防止及び火山現象による自然環境の汚染が人の健康等に及ぼす影響の調査及び研究の推進等のため、所要の規定を設けることとしております。

なお、これらの施策を実施するため、国は地方公共団体に対し、財政上の措置について、適切な

昭和五十三年三月三十日 衆議院會議録第十七号

活動火山周辺地域における避難施設等の整備等に関する法律案 石油税法案 朗読を省略した  
議長報告

六二二

配慮をするものとしております。

以上の改正に伴い、法律の題名を活動火山対策特別措置法と改めるとともに、目的につきましても、これに適合するよう改めることとしたしております。

次に、災害対策基本法等の一部改正であります。

すなわち、噴火を災害として明記するため、災害対策基本法を、また、噴火を森林国営保険の保険事故の対象とするため、森林国営保険法を改正するとともに、気象業務法及び国土庁設置法につきましても、それぞれ所要の改正を行うこととしたしております。

なお、この法律は、公布の日から施行することとしております。

災害対策特別委員会におきましては、本案について、災害対策の基本問題に関する小委員会において鋭意検討を重ね、去る二十八日小委員長から報告を受け、内閣の意見を聴取し、全会一致をもって委員会提出の法律案とすることに決した次第であります。

何とぞ、議員各位の御賛同をお願い申し上げます。(拍手)

○副議長(三宅正一君) 採決いたします。

本案を可決するに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○副議長(三宅正一君) 御異議なしと認めます。

よって、本案は可決いたしました。

日程第二 石油税法案(内閣提出)

○副議長(三宅正一君) 日程第二、石油税法案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。大蔵委員長大村襄治君。

石油税法案及び同報告書

「本号末尾に掲載」

「大村襄治君登壇」

○大村襄治君 ただいま議題となりました石油税法案につきましまして、大蔵委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

この法律案は、今次の税制改正の一環として、今後予想される石油対策に係る財政需要に配慮し、新たに原油等に対して、次のような石油税を課せようとするものであります。

まず第一に、石油税は、原油及び輸入石油製品を課税物件とし、国産原油については採取者を、輸入原油及び輸入石油製品については保税地域から引き取る者を、それぞれ納税義務者としたしております。

第二に、税率は、採取場からの移出価格または保税地域からの引き取り価格等に対して三・五%としたしております。

第三に、申告及び納付につきましましては、採取者については移出した月の翌月末日までに、保税地

域からの引き取り者については引き取りの際に、それぞれ申告納付することとしておりますが、保税地域からの引き取り者で国税庁長官の承認を受けた者については特例を設け、引き取った月の翌月末日までに申告納付することが出来るものとしたしております。

以上のほか、納期限の延長、納税地等について所要の規定を設けることとしたしております。

また、この法律は、公布の日から施行し、本年六月一日以後に採取場から移出される原油及び保税地域から引き取られる原油等について適用することとしたしております。

なお、石油税の収入額に相当する額は、予算の定めるところにより、一般会計から石炭及び石油対策特別会計の石油勘定に繰り入れられることが予定されております。

本案につきましましては、去る三月十五日村山大蔵大臣から提案理由の説明を聴取し、審査の結果、一昨二十八日質疑を終了、昨二十九日採決いたしましたところ、多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、本案に対しましては、全会一致をもって附帯決議を付することに決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(三宅正一君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

求めます。

「賛成者起立」

○副議長(三宅正一君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○副議長(三宅正一君) 本日は、これにて散会いたします。

午後二時三十分散会

出席國務大臣

|        |        |
|--------|--------|
| 内閣総理大臣 | 福田 赳夫君 |
| 法務大臣   | 瀬戸山三男君 |
| 大蔵大臣   | 村山 達雄君 |
| 運輸大臣   | 福永 健司君 |
| 郵政大臣   | 服部 安司君 |
| 國務大臣   | 加藤 武徳君 |
| 國務大臣   | 櫻内 義雄君 |

○朗読を省略した議長の報告

(報告書受領)

一、去る二十八日、岸田国立国会図書館長から保利議長あて、昭和五十一年度の国立国会図書館の経営及び財政状態についての報告書を受領した。

(通知書受領)

一、昨二十九日、参議院議長から、次の法律の公

布を奏上した旨の通知書を受領した。

裁判所職員定員法の一部を改正する法律

日本学校安全会法及び学校保健法の一部を改正する法律

環境庁設置法の一部を改正する法律

道路整備緊急措置法及び奥地等産業開発道路整備臨時措置法の一部を改正する法律

(理事補欠選任)

一、昨二十九日、農林水産委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。

理事 馬場 昇君 (理事島田琢郎君昨二十九日理事辞任につきその補欠)

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る二十八日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

上田 卓三君

補欠

川本 敏美君

田川 誠一君

中川 秀直君

川本 敏美君

上田 卓三君

地方行政委員

辞任

川合 武君

補欠

甘利 正君

甘利 正君

川合 武君

法務委員

辞任

正森 成二君

補欠

安藤 巖君

安藤 巖君

正森 成二君

大蔵委員

辞任

荒木 宏君

補欠

山原健二郎君

山原健二郎君

荒木 宏君

文教委員

辞任

山原健二郎君

補欠

荒木 宏君

社会労働委員

辞任

川本 敏美君

補欠

千葉千代世君

千葉千代世君

上原 康助君

建設委員

辞任

中川 秀直君

補欠

田川 誠一君

決算委員

辞任

安藤 巖君

補欠

正森 成二君

正森 成二君

安藤 巖君

議院運営委員

辞任

塚原 俊平君

補欠

川田 正則君

甘利 正君

川合 武君

川田 正則君

塚原 俊平君

川合 武君

甘利 正君

一、昨二十九日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

宇野 亨君

補欠

金子 岩三君

小島 静馬君

熊谷 義雄君

関谷 勝嗣君

倉成 正君

玉生 孝久君

久野 忠治君

金子 岩三君

宇野 亨君

久野 忠治君

玉生 孝久君

熊谷 義雄君

小島 静馬君

倉成 正君

関谷 勝嗣君

地方行政委員

辞任

権藤 恒夫君

補欠

武田 一夫君

武田 一夫君

権藤 恒夫君

法務委員

辞任

正森 成二君

補欠

松本 善明君

松本 善明君

正森 成二君

外務委員

辞任

松本 善明君

補欠

正森 成二君

正森 成二君

松本 善明君

大蔵委員

辞任

大久保直彦君

補欠

春田 重昭君

春田 重昭君

大久保直彦君

農林水産委員

辞任

金子 岩三君

補欠

野田 毅君

久野 忠治君

葉梨 信行君

熊谷 義雄君

池田 行彦君

倉成 正君

小沢 一郎君

羽田野忠文君

小沢 恵三君

小川 国彦君

小川 仁二君

新盛 辰雄君

馬場猪太郎君

武田 一夫君

権藤 恒夫君

池田 行彦君

熊谷 義雄君

小沢 一郎君

倉成 正君

小沢 恵三君

羽田野忠文君

野田 毅君

金子 岩三君

葉梨 信行君

久野 忠治君

小川 仁二君

小川 国彦君

馬場猪太郎君

新盛 辰雄君

権藤 恒夫君

武田 一夫君

藤原ひろ子君

東中 光雄君

東中 光雄君

藤原ひろ子君

丹羽喬四郎君

椎名悦三郎君

建設委員

辞任

田川 誠一君

補欠

甘利 正君

甘利 正君

田川 誠一君



活動火山周辺地域における避難施設等の整備等に関する法律等の一部を改正する法律案  
右の議案を提出する。

昭和五十三年三月二十八日

提出者

災害対策特別委員長 川崎 寛治

活動火山周辺地域における避難施設等の整備等に関する法律等の一部を改正する法律  
(活動火山周辺地域における避難施設等の整備等に関する法律の一部改正)

第一条 活動火山周辺地域における避難施設等の整備等に関する法律(昭和四十八年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

題名を「活動火山対策特別措置法」に改める。

第一条中「爆発」の下に「その他の火山現象」を加え、「認められる地域」を「認められる地域等」に、「及び防災官農施設等の整備を促進する等」を「防災官農施設等の整備及び降灰除去事業の実施を促進する等特別に」、「農林漁業」を「住民の生活及び農林漁業、中小企業等」に改める。

第八条の見出しを「(防災官農施設整備計画等)」に改め、同条第四項中「防災官農施設整備計画」を「防災官農施設整備計画等」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項中「防災官農施設整備計画」を「防災官農施設整備計画等」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項中「防災官農施設整備計画」の下に「防災林業経営施設整備計画等」に改める。

昭和五十三年三月三十日 衆議院会議録第十七号

営施設整備計画又は防災漁業経営施設整備計画(以下「防災官農施設整備計画等」という。)を加え、「及び関係農林業団体の意見をきかなければならない」を「意見を聴くとともに、それぞれ、関係農林業団体、関係林業団体又は関係漁業団体の意見を聴かなければならない」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項中「以下」の下に「この条において」を加え、同項の次に次の二項を加える。

2 都道府県知事は、避難施設緊急整備地域又はその周辺の地域で火山の爆発によつて生ずる林産物の被害が林業経営に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる地域につき、当該林産物の被害を防止するために必要な施設の整備等に関する計画(以下この条において「防災林業経営施設整備計画」という。)を作成するものとする。

3 都道府県知事は、避難施設緊急整備地域又はその周辺の地域で火山の爆発によつて生ずる養殖中の水産動植物又は水産物の被害が漁業経営に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる地域につき、当該養殖中の水産動植物又は水産物の被害を防止するために必要な施設の整備等に関する計画(以下この条において「防災漁業経営施設整備計画」という。)を作成するものとする。

第九条中「防災官農施設整備計画」を「防災官農施設整備計画等」に改める。

第十一条の見出しを「(火山現象の研究観測体制の整備)」に改め、同条に次の二項を加え、同条を第十九条とする。

2 国は、火山現象の予知に資する科学技術の振興を図るため必要な研究開発を推進し、その成果の普及に努めなければならない。

8 火山現象により住民等の生命及び身体に被害が生じ、又は生ずるおそれがある地域をその区域とする都道府県の都道府県防災会議又はその協議会は、火山対策に関する関係機関相互間の連絡を図るとともに、火山現象に関する調査研究を促進するように努めなければならない。

第十条の次に次の八条を加える。

(降灰除去事業)

第十一条 国は、火山の爆発に伴い、年間を通じて、政令で定める程度に達する多量の降灰があつた道路で政令で定めるもの又は政令で定める程度に達する多量の降灰があつた市町村の区域内の下水道、都市排水路若しくは公園で政令で定めるもの若しくは宅地に係る降灰(宅地に係る降灰にあつては、市町村長が指定した場所に集積されたものに限る。)について、市町村が行う当該降灰の除去事業(国がその費用の一部を負担し、又は補助する災害復旧事業として行われるものを除く。)に要する費用については、政令で定めるところにより、その三分の二以内を補助することができ

きる。

2 前項の規定の適用を受ける事業につき市町村が必要とする経費については、第七条第一項の規定を準用する。

(降灰防除地域の指定等)

第十二条 内閣総理大臣は、火山の爆発に伴う降灰により住民の日常生活に著しい支障を生じ、又は生ずるおそれがある地域で、当該支障を防止し、又は軽減するための施設等を整備する必要のある地域を降灰防除地域として指定することができる。

2 内閣総理大臣は、降灰防除地域を指定しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、関係都道府県知事の意見を聴かなければならない。

3 降灰防除地域の指定については、第二条第三項の規定を準用する。

(教育施設等に係る降灰防除のための施設の整備)

第十三条 国は、降灰防除地域内の学校、保育所その他の政令で定める教育施設又は社会福祉施設について、降灰による支障を防止し、又は軽減するため必要な施設で政令で定めるところの整備を行う地方公共団体その他の者に対し、政令で定めるところにより、その費用の三分の二以内を補助することができる。

(医療施設に係る降灰防除のための資金の融通に関する措置)

活動火山周辺地域における避難施設等の整備等に関する法律等の一部を改正する法律案

昭和五十三年三月三十日 衆議院會議録第十七号

活動火山周辺地域における避難施設等の整備等に関する法律等の一部を改正する法律案

六一六

第十四条 国及び地方公共団体は、降灰防除地域内の病院等の医療施設について降灰による支障を防止し、又は軽減するため必要な施設で政令で定めるものの整備を行う者（国及び地方公共団体を除く。）に対し、これに必要な長期かつ低利の資金の融通が円滑に行われるように、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（中小企業者に対する降灰防除のための資金の融通に関する措置）

第十五条 国及び地方公共団体は、降灰防除地域内において降灰による支障を防止し、又は軽減するため必要な事業経営上の施設又は設備を整備しようとする中小企業者に対し、これらに必要な長期かつ低利の資金の融通が円滑に行われるように、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（治山治水事業の推進）

第十六条 国及び地方公共団体は、避難施設緊急整備地域及びその周辺の地域において、火山の爆発に伴う降灰、土石流等による災害防止のため必要な治山事業及び治水事業の推進に努めなければならない。

（火山の爆発に伴う河川の水質の汚濁の防止等）

第十七条 国及び地方公共団体は、火山の爆発に伴い河川の水質の汚濁が著しくなり、人の健康又は農林漁業等に係る被害が生ずる

おそれがある事態が生じたときは、速やかに当該河川の水質の汚濁を防止し、又は軽減するため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（火山現象による自然環境の汚染が人の健康等に及ぼす影響の調査及び研究の推進等）

第十八条 国及び地方公共団体は、火山現象による自然環境の汚染が人の健康又は生活環境に及ぼす影響の調査及び研究を推進し、その成果の普及に努めるものとする。

2 地方公共団体は、前項の規定による調査及び研究の成果に基づき、必要な保健指導を行うよう努めるものとする。

第十九条 次の次に次の三條を加える。

（警戒避難体制の整備）

第二十条 火山現象により住民等の生命及び身体に被害が生じ、又は生ずるおそれがある地域をその区域とする都道府県の都道府県防災会議又はその協議会及び当該地域をその区域とする市町村の市町村防災会議（市町村防災会議を設置しない市町村にあつては、当該市町村の市町村長）又はその協議会は、地域防災計画（災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二条第十号に規定する地域防災計画をいう。以下同じ。）において、火山現象に関する情報の収集及び伝達、避難、救助その他当該火山現象による災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項につ

いて定めなければならない。

（火山現象に関する情報の伝達等）

第二十一条 国は、火山現象に関する観測及び研究の成果に基づき、火山現象による災害から国民の生命及び身体を保護するため必要があると認めるときは、火山現象に関する情報を関係都道府県知事に通報しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の通報を受けたときは、地域防災計画の定めるところにより、予想される災害の事態及びこれに対処するべき措置について、関係のある指定地方行政機関（災害対策基本法第二条第四号に規定する指定地方行政機関をいう。）の長、指定地方公共機関（同条第六号に規定する指定地方公共機関をいう。）の長、市町村長その他の関係者に対し、必要な通報又は要請をするものとする。

3 市町村長は、前項の通報を受けたときは、地域防災計画の定めるところにより、当該通報に係る事項を関係機関及び住民その他関係のある公私の団体に伝達しなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、市町村長は、住民その他関係のある公私の団体に対し、予想される災害の事態及びこれに対処するべき措置について必要な通報又は警告をすることが出来る。

（財政上の措置についての適切な配慮）

第二十二条 国は、この法律に特別の定めのあるもののほか、この法律に基づく施策を実施するために必要があると認めるときは、地方公共団体に対し、財政上の措置について適切な配慮をするものとする。

（災害対策基本法の一部改正）

第二条 災害対策基本法の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「津波」の下に、「噴火」を加える。

第四十一条第十一号を次のように改める。

十一 活動火山対策特別措置法（昭和四十八年法律第六十一号）第三条第一項に規定する避難施設緊急整備計画並びに同法第八条第一項に規定する防災官農施設整備計画、同条第二項に規定する防災林業経営施設整備計画及び同条第三項に規定する防災漁業経営施設整備計画

（気象業務法の一部改正）

第三条 気象業務法（昭和二十七年法律第六十五号）の一部を次のように改正する。

第三条第一号中「及び地震」を「地震及び火山現象」に改め、同条第四号中「地震」の下に「及び火山現象」を加える。

（国土庁設置法の一部改正）

第四条 国土庁設置法（昭和四十九年法律第九十八号）の一部を次のように改正する。

第四条第二十二号ア中「活動火山周辺地域における避難施設等の整備等に関する法律」を「活

動火山対策特別措置法に改める。

(森林国営保険法の一部改正)

第五条 森林国営保険法(昭和十二年法律第二十五号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「損害及」を「損害」に、「損害ヲ填補を」損害及噴火ニ因ル災害ニ因リテ生ズルコトアルベキ損害ヲ填補に改める。

第十五条第三号中「地震又ハ噴火」を「又ハ地震」に改める。

#### 附 則

(施行期日等)

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律による改正後の活動火山対策特別措置法の規定は、昭和五十三年度分の予算に係る国の補助金から適用する。

(森林国営保険法の一部改正に伴う経過措置)

3 この法律の施行の際現に存する保険契約については、その時において、政府とその保険契約者との間に、当該保険契約に係る保険の目的たる森林につき、当該保険契約において政府がてん補することを約した損害(森林火災国営保険法の一部を改正する法律(昭和三十六年法律第四号)附則第五項の規定により約定の変更が行われたことによりてん補することとされた損害を含む。)のほか、噴火による災害によつて生ずべき損害(以下「噴火災害による損害」という。)をも政府においててん補する旨の約定の変更が行われたものとする。

4 前項の場合には、当該保険契約については、政府の噴火災害による損害をてん補する責任は、同項に規定する時から始まるものとする。

#### 理 由

最近における火山の爆発、これに伴う多量の降灰その他の火山現象による被害の実情にかんがみ、火山の周辺の地域における住民等の生命及び身体之安全と住民生活及び農林漁業等の経営の安定を図るため、新たに、防災林業経営施設等の整備、降灰除去事業の実施、教育施設等に係る降灰防除のための施設の整備、中小企業者等に対する降灰防除のための資金の融通等を促進するほか、火山現象に関する調査研究の推進及び研究観測体制の整備、火山の周辺の地域における警戒避難体制の整備、火山現象に関する情報の伝達機構の明確化等特別の措置を講じ、あわせて、噴火による被害を災害対策上災害として明確化するとともに、噴火を森林国営保険の保険事故とする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

#### 本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、昭和五十三年度約十五億円の見込みである。

#### 石油税法案

右

国会に提出する。

昭和五十三年二月七日

内閣総理大臣 福田 赳夫

#### 石油税法

##### 目次

第一章 総則(第一条—第七条)

第二章 課税標準及び税率(第八条—第九条)

第三章 免税及び税額控除等(第十条—第十二条)

第四章 申告及び納付等(第十三条—第十八条)

第五章 雑則(第十九条—第二十三条)

第六章 罰則(第二十四条—第二十七条)

##### 附 則

第一章 総則

##### (趣旨)

第一条 この法律は、石油税の課税物件、納税義務者、課税標準、税率、免税、申告及び納付の手続その他石油税の納税義務の履行について必要な事項を定めるものとする。

##### (定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 原油 関税法(明治四十三年法律第五十四号)別表第二七・〇九号に掲げる石油及び歴青油をいう。

二 石油製品 関税法別表第二七・一〇号に掲げる石油及び歴青油並びに石油又は歴青

油の調製品(外国から本邦に到着したものに限り)をいう。

三 保税地域 関税法(昭和二十九年法律第六十一号)第二十九条(保税地域の種類)に規定する保税地域をいう。

##### (課税物件)

第三条 原油及び石油製品には、この法律により、石油税を課する。

##### (納税義務者)

第四条 原油の採取者は、その採取場から移出した原油につき、石油税を納める義務がある。

2 原油又は石油製品(以下「原油等」という。)を保税地域から引き取る者は、その引き取る原油等につき、石油税を納める義務がある。

(移出又は引き取り等とみなす場合)

第五条 原油の採取場において原油が消費される場合には、当該採取場がその消費の時に当該原油をその採取場から移出したものとみなす。ただし、その消費につき、当該採取者の責めに帰することができない場合には、その消費者を原油の採取者とみなし、当該消費者が消費の時に当該原油をその採取場から移出したものとみなして、この法律(第十三条、第十六条第一項、第二十条及び第二十一条並びにこれらの規定に係る罰則を除く。)を適用する。

2 保税地域において原油等が消費される場合には、その消費者が消費の時に当該原油等をその保税地域から引き取るものとみなす。

3 原油の採取場に現存する原油が滞納処分（その例による処分を含む）、強制執行、担保権の実行としての競売、企業担保権の実行手続又は破産手続により換価される場合には、当該採取者がその換価の時に当該原油をその採取場から移出したものとみなす。

4 原油の採取者がその採取を廃止した場合において、原油がその採取場に現存するときは、当該採取者がその採取を廃止した日に当該原油を当該採取場から移出したものとみなす。ただし、当該採取者が、政令で定めるところにより、その採取場であつた場所（第七条第一項ただし書の承認を受けている場合に於ては、その承認を受けた場所）の所在地を所轄する税務署長の承認を受けたときは、この限りでない。

5 前項ただし書の税務署長の承認があつた場合には、その承認に係る原油については、その承認をした税務署長の指定する期間、その採取場であつた場所をなお原油の採取場とみなす。この場合において、当該期間を経過した日になお当該原油がその場所に現存するときは、当該採取者がその日の前日に当該原油を当該採取場から移出したものとみなす。

（採取者とみなす場合）

第六条 原油の採取者又は販売業者が、労務、資金その他原油の採取に必要なものを供給して原油の採取を委託する場合には、当該委託をした者（以下「委託者」という。）が当該委託を受けた

者（以下「受託者」という。）の採取した原油で当該委託に係るものを採取したものとみなす。

2 原油が原油の採取場から移出された場合において、その移出につき、当該採取者の責めに帰することができないときは、当該原油を移出した者を原油の採取者とみなして、この法律（第十三条、第十六条第一項、第二十条及び第二十一条並びにこれらの規定に係る罰則を除く。）を適用する。

（納税地）

第七条 採取場から移出された原油に係る石油税の納税地は、当該採取場の所在地とする。ただし、政令で定めるところにより、国税庁長官の承認を受けたときは、その承認を受けた場所とする。

2 保税地域から引き取られる原油等に係る石油税の納税地は、当該保税地域の所在地とする。ただし、第十五条第一項の規定による国税庁長官の承認を受けたときは、その承認の際に指定を受けた場所とする。

第二章 課税標準及び税率

（課税標準）

第八条 石油税の課税標準は、次に掲げる金額とする。

一 原油の採取者がその採取場から移出した原油については、その原油の採取者が、当該原油を当該移出の時に通常の卸取引数量により、かつ、通常の卸取引形態により、そ

の採取場で行うと否とを問わず、あらゆる購入者に対して自由に販売のため提供するものとした場合における当該原油の販売価格に相当する金額

二 保税地域から引き取られる原油については、当該原油につき関税定率法第四条（課税価格）の規定に準じて算出した価格に当該原油に係る関税の額に相当する金額を加算した金額

三 保税地域から引き取られる石油製品については、当該石油製品につき関税定率法第四条の規定に準じて算出した価格に当該石油製品に係る関税の額に相当する金額を加算した金額に、当該石油製品が本邦において関税納付済み原油から製造がされたとした場合における当該製造がされた製品の価格に含まれる関税納付済み原油の価格の当該製品の価格に対する割合に相当するものとして政令で定める割合を乗じて算出した金額

2 前項第一号に掲げる販売価格に相当する金額は、当該原油に課されるべき石油税額に相当する金額を除いたものとする。

3 前二項に規定するもののほか、第一項に規定する金額の計算に関し必要な事項は、政令で定める。

（税率）

第九条 石油税の税率は、百分の三・五とする。

第三章 免税及び税額控除等

（未納税移出）

第十条 原油の採取者が次の各号に掲げる原油をその採取場から当該各号に掲げる場所へ移出する場合に於ては、当該移出に係る原油税を免除する。

一 輸出業者（他から購入した物品の販売を主たる業とする者で常時物品の輸出を行うものをいう。）が輸出するための原油 当該原油の蔵置場

二 前号に掲げる原油以外の原油で、その採取場内における蔵置場が狭くなつたことその他のやむを得ない事情があるため当該原油を他の場所へ移出すること及び当該他の場所につき、政令で定めるところにより、当該採取場（第七条第一項ただし書の承認を受けている場合に於ては、その承認を受けた場所）の所在地を所轄する税務署長の承認を受けたもの 当該他の場所

2 前項の規定は、同項の移出をした原油の採取者が、当該移出をした日の属する月分に係る第十三条第一項の規定による申告書（同項に規定する期限内に提出するものに限る。）に当該原油が前項各号に掲げる原油に該当すること及び当該原油が当該各号に掲げる場所に移入されたことについての明細に関する書類として政令で定める書類を添付しない場合には、適用しない。

3 前項の場合において、やむを得ない事情があるため同項に規定する政令で定める書類を同項

の申告書に添付することができないときは、当該書類は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる日までに提出すれば足りるものとする。

一 原油の採取者が、当該書類を当該申告書の提出期限から三月以内に提出することを予定している場合において、政令で定めるところによりその予定日を当該申告書の提出先の税務署長に届け出たとき。 当該予定日

二 原油の採取者が、当該書類を当該申告書の提出期限から三月を経過した日以後に提出することを予定している場合において、政令で定めるところにより当該申告書の提出先の税務署長の承認を受けたとき。 当該税務署長が指定した日

4 第一項の移出をした原油を同項各号に掲げる場所に移入する前に、災害その他やむを得ない事情により亡失した場合には、政令で定める手続によりその亡失の場所の最寄りの税務署の税務署長から交付を受けた亡失証明書をもつて第二項に規定する政令で定める書類に代えることができる。

5 第一項第二号の承認の申請があつた場合において、同号に規定する事情がないと認められるとき、又は当該申請に係る場所につき石油税の保全上不適当と認められる事情があるときは、税務署長は、その承認をしないことができる。

6 第一項の規定に該当する原油（同項の規定の

適用を受けないこととなつたものを除く。）については、当該原油を同項各号に掲げる場所に移入した者が原油の採取者でないときは、これを原油の採取者とみなし、当該場所が原油の採取場でないときは、これを原油の採取場とみなす。

7 第一項の規定に該当する原油を同項各号に掲げる場所に移入した者は、当該原油の移入の目的（当該原油が同項第二号に掲げる原油であるときは、その移入の理由）、数量その他政令で定める事項を記載した書類を、当該場所（第七条第一項ただし書の承認を受けている場合にあつては、その承認を受けた場所）の所在地を所轄する税務署長に、その移入をした日の属する月の翌月末日までに提出しなければならない。

8 税務署長は、取締り上必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、第一項の規定に該当する原油を同項各号に掲げる場所に移入した者に対し、当該原油を他の原油と区別して蔵置すべきことを命ずることができる。

（輸出免税）  
第十一条 原油の採取者が輸出する目的で原油をその採取場から移出する場合には、当該移出に係る石油税を免除する。

2 前項の規定は、同項の移出をした原油の採取者が、当該移出をした日の属する月分に係る第十三条第一項の規定による申告書（同項に規定する期限内に提出するものに限る。）に当該原油

が輸出されたことについての明細に関する書類として政令で定める書類を添付しない場合には、適用しない。

3 前条第三項及び第四項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において同条第四項中「同項各号に掲げる場所に移入する前」とあるのは「輸出する前」と、「税務署の税務署長」とあるのは「税務署又は税関の税務署長又は税関長」と読み替へるものとする。

（戻入れの場合の石油税の控除等）

第十二条 原油の採取者がその採取場から移出した原油を当該採取場に戻し入れた場合には、当該原油の戻入れのためにする他の採取場からの移出につき第十条第一項の適用があつた場合を除き、政令で定めるところにより、当該採取者が当該戻入れの日の属する月の翌月以後に提出期限の到来する次条第一項の規定による申告書（同項に規定する期限内に提出するものに限る。）次項について同じ。）に記載した同条第一項第四号に掲げる石油税額から当該原油につき当該採取場からの移出により納付された、又は納付されるべき石油税額（延滞税、過少申告加算税及び無申告加算税の額を除くものとし、当該石油税額につきこの項、次項又は第四項の規定による控除が行われている場合には、その控除前の金額とする。第四項において同じ。）に相当する金額を控除する。

2 原油の採取者が他の原油の採取場から移出さ

れ、又は保税地域から引き取られた原油を原油の採取場に移入した場合（前項の規定による控除を受けるべき場合を除く。）において、当該原油をその移入した採取場から更に移出したときは、政令で定めるところにより、その者が当該移出の日の属する月の翌月以後に提出期限の到来する次条第一項の規定による申告書に記載した同項第四号に掲げる石油税額から当該原油につき当該他の採取場からの移出により納付された、若しくは納付されるべき又は保税地域からの引取りにより納付された、若しくは納付されるべき若しくは徴収された、若しくは徴収されるべき石油税額（延滞税、過少申告加算税及び無申告加算税の額を除くものとし、当該石油税額につき前項、この項又は第四項の規定による控除が行われている場合には、その控除前の金額とする。）に相当する金額を控除する。

3 前二項の場合において、これらの項の規定による控除を受けるべき月分に係る次条第一項の規定による申告書に同項第七号に掲げる不足額の記載があるとき、又は同条第二項の規定による申告書の提出があつたときは、それぞれ、当該不足額又は当該申告書に記載された還付を受けようとする金額に相当する金額を還付する。

4 原油の採取者がその採取場から移出した原油を、その採取を廃止した後（第五条第四項ただし書の承認を受けた場合には、同条第五項に規定する期間の経過後）当該採取場であつた場所

に戻し入れた場合において、政令で定めるところにより当該採取場であつた場所（第七条第一項ただし書の承認を受けている場合に於ては、その承認を受けた場所）の所在地を所轄する税務署長の承認を受けて当該原油を廃棄したときは、第一項又は前項の規定に準じて当該移出により納付された、又は納付されるべき石油税額に相当する金額を控除し、又は還付する。

5 前各項の規定による控除又は還付を受けようとする原油の採取者は、当該控除又は還付に係る次条の規定による申告書に当該控除又は還付を受けようとする石油税額に相当する金額の計算に関する書類として政令で定める書類を添付しなければならない。

6 相続（包括遺贈を含む。以下同じ。）による原油の採取場における原油の採取業を承継した相続人（包括受遺者を含む。以下同じ。）がある場合において、その相続人が当該相続に係る被相続人（包括遺贈者を含む。以下同じ。）により当該採取場から移出された原油を当該採取場に戻し入れたときは、その相続人が当該移出をしたものとみなして、前各項の規定を適用する。

7 前項の規定は、法人が合併により原油の採取場における原油の採取業を承継した場合について準用する。この場合において、同項中「その相続人」とあるのは「その承継した法人」と、「当該相続に係る被相続人（包括遺贈者を含む。以下同じ。）」とあるのは「当該合併により消滅した

法人」と読み替えるものとする。

8 第三項又は第四項の規定による還付金につき国税通則法（昭和三十一年法律第六十六号）の規定による還付加算金を計算する場合には、その計算の基礎となる期間は、当該還付に係る申告書が次の各号に掲げる申告書のいずれに該当するかに応じ、当該各号に掲げる期限又は日の翌日から起算するものとする。

一 次条第一項の規定による申告書 当該申告書の提出期限  
二 次条第二項の規定による申告書 当該申告書の提出があつた日の属する月の末日

第四章 申告及び納付等  
第十三条 申告に係る原油についての課税標準及び税額の申告

第十三条 原油の採取者は、毎月（採取場からの移出がない月を除く。）政令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、翌月末日までに、その納税地を所轄する税務署長に提出しなければならない。

一 その月中において採取場から移出した原油の数量及び課税標準たる金額  
二 第十条若しくは第十一条又は他の法律の規定による石油税の免除を受けようとする場合には、その適用を受けようとする原油の数量及び課税標準たる金額  
三 第一号に掲げる課税標準たる金額から、前号に掲げる課税標準たる金額を控除した金額

（以下この項において「課税標準額」という。）

四 課税標準額に対する石油税額  
五 前条又は他の法律の規定による控除を受けようとする場合には、その適用を受けようとする石油税額（前号に掲げる石油税額のうち、既に確定したものを含む。）

六 第四号に掲げる石油税額から前号に掲げる石油税額を控除した金額に相当する石油税額  
七 第四号に掲げる石油税額から第五号に掲げる石油税額を控除してなお不足額があるときは、当該不足額

八 その他参考となるべき事項

2 前条第一項若しくは第四項の戻入れをした者又は同条第二項の移入をした者は、これらの規定による控除を受けるべき月において前項の規定による申告書の提出を要しないときは、同条第一項、第二項又は第四項の規定により控除を受けるべき金額に相当する金額の還付を受けるため、政令で定めるところにより、当該還付を受けようとする金額その他の事項を記載した申告書を当該戻入れ又は移入をした場所（第七条第一項ただし書の承認を受けた場合にあつては、その承認を受けた場所）の所在地を所轄する税務署長に提出することができる。

3 第一項の規定は、他の法律の規定により所轄税務署長の承認を受けて石油税を免除された原油については、適用しない。  
（引取りに係る原油等についての課税標準及び

税額の申告等）

第十四条 関税法第六條の二第一項第一号（税額の確定の方式）に規定する申告納税方式が適用される原油等を保税地域から引き取ろうとする者は、当該引取りに係る石油税を免除されるべき場合を除き、政令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、その保税地域の所在地を所轄する税関長に提出しなければならない。

一 当該保税地域から引き取ろうとする原油等の数量及び課税標準たる金額（以下この項において「課税標準額」という。）

二 課税標準額に対する石油税額  
三 他の法律の規定による控除を受けようとする場合には、その適用を受けようとする石油税額

四 第二号に掲げる石油税額から前号に掲げる石油税額を控除した金額に相当する石油税額  
五 第二号に掲げる石油税額から第三号に掲げる石油税額を控除してなお不足額があるときは、当該不足額

六 その他参考となるべき事項

2 関税法第六條の二第二項第二号に規定する賦課課税方式が適用される原油等を保税地域から引き取ろうとする者は、当該引取りに係る石油税を免除されるべき場合を除き、その引き取る原油等に係る前項第一号に掲げる事項その他政令で定める事項を記載した申告書を、その保税

地域の所在地を所轄する税関長に提出しなければならない。

(引取りに係る原油等についての課税標準及び税額の申告等の特例)

第十五条 関税法第六条の二第一項第一号(税額の確定の方式)に規定する申告納税方式が適用される原油等を保税地域から継続的に引き取る者として政令で定める者に該当する者は、政令で定めるところにより、国税庁長官の承認を受けた場合には、次項の規定による申告書をもつて前条第一項の規定による申告書に代えることができる。

2 前項の国税庁長官の承認を受けた者は、当該承認を受けた日の属する月の翌月以後は、毎月(同項に規定する原油等の保税地域からの引取りがない月及び引取りに係る原油等の全部につき石油税を免除されるべき月を除く)、政令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、翌月末日までに、その承認の際に指定を受けた場所の所在地を所轄する税関長に提出しなければならない。

一 その月中において保税地域から引き取った原油等(当該引取りに係る石油税を免除されるべきものを除く。)の数量及び課税標準たる金額(以下この項において「課税標準額」という。)

二 課税標準額に対する石油税額

の場合には、その適用を受けようとする石油税額

四 第二号に掲げる石油税額から前号に掲げる石油税額を控除した金額に相当する石油税額

五 第二号に掲げる石油税額から第三号に掲げる石油税額を控除してなお不足額があるときは、当該不足額

六 その他参考となるべき事項

3 第一項の承認の申請があつた場合において、当該申請をした者が次のいずれかに該当するときは、国税庁長官は、その承認をしないことができる。

一 次項の規定による取消しの通知を受けた日又は第五項の届出書の提出があつた日以後一年以内に当該承認の申請をしたものであるとき。

二 現に国税の滞納があり、かつ、その滞納額の徴収が著しく困難であるときその他石油税の保全上不適当と認められる事情があるとき。

4 国税庁長官は、第一項の承認を受けた者が次のいずれかに該当すると認めるときは、その承認を取り消すことができる。

一 六月以上引き続き第一項に規定する原油等の保税地域からの引取りがないとき。

二 前項第二号に該当する事情があるとき。

三 石油税につき国税通則法第十七条第二項(期限内申告)に規定する期限内申告書の提出

がなかつた場合において、当該提出がなかつたことについて正当な理由がないと認められるとき。

四 石油税につき国税通則法第十九条第三項(修正申告)に規定する修正申告書の提出又は同法第二十四条(更正)の規定による更正があつた場合において、その修正申告又は更正に基づき同法第三十五条第二項(期限後申告書等による納付)の規定により納付すべき税額の計算の基礎となつた事実のうちに当該修正申告又は更正前の税額(還付金の額に相当する税額を含む。)の計算の基礎とされていなかったことについて正当な理由がないと認められるものがあるとき。

5 第一項の承認を受けている者は、同項の規定の適用を受ける必要がなくなつたときは、政令で定めるところにより、その旨を国税庁長官に届け出るものとする。この場合において、その届出書の提出があつたときは、その提出の日の属する月の翌月以後においては、その承認は、その効力を失うものとする。

6 前各項に定めるもののほか、これらの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(移出に係る原油についての石油税の期限内申告による納付等)

第十六条 第十三条第一項の規定による申告書を提出した原油の採取者は、当該申告書の提出期限内に、当該申告書に記載した同項第六号に掲

げる石油税額に相当する石油税を、国に納付しなければならない。

2 第五条第一項ただし書又は第六条第二項の規定に該当する原油に係る石油税は、これらの規定に規定する原油の採取場の所在地を所轄する税務署長が、その移出した日の属する月の翌月末日を納期限として徴収する。

(引取りに係る原油等についての石油税の納付等)

第十七条 第十四条第一項の規定による申告書を提出した者は、当該申告に係る原油等を保税地域から引き取る時までに、当該申告書に記載した同項第四号に掲げる石油税額に相当する石油税を、国に納付しなければならない。

2 保税地域から引き取られる第十四条第二項に規定する原油等に係る石油税は、その保税地域の所在地を所轄する税関長が当該引取りの際徴収する。

3 第十五条第二項の規定による申告書を提出した者は、当該申告書の提出期限内に、当該申告書に記載した同項第四号に掲げる石油税額に相当する石油税を、国に納付しなければならない。

(納期限の延長)

第十八条 原油の採取者が、第十三条第一項の規定による申告書をその提出期限内に提出した場合において、第十六条第一項の規定による納期限内に納期限の延長についての申請書を第十三

昭和五十三年三月三十日 衆議院會議録第十七号 石油税法案及び同報告書

条第一項の税務署長に提出し、かつ、政令で定めるところにより当該申告書に記載した同項第六号に掲げる石油税額の全部又は一部に相当する担保を提供したときは、当該税務署長は、二月以内、当該担保の額に相当する石油税の納期限を延長することができる。

2 原油等を保税地域から引き取り取りとする者が、第十四条第一項の規定による申告書を提出した場合において、納期限の延長についての申請書を同項の税関長に提出し、かつ、当該申告書に記載した同項第四号に掲げる石油税額の全部又は一部に相当する担保を当該税関長に提供したときは、当該税関長は、三月以内、当該担保の額に相当する石油税の納期限を延長することができる。

3 原油等を保税地域から引き取り取りとする者で第十五条第一項の国税庁長官の承認を受けたものが、同条第二項の規定による申告書をその提出期限内に提出した場合において、前条第三項の規定による納期限内に納期限の延長についての申請書を第十五条第二項の税関長に提出し、かつ、当該申告書に記載した同項第四号に掲げる石油税額の全部又は一部に相当する担保を当該税関長に提供したときは、当該税関長は、二月以内、当該担保の額に相当する石油税の納期限を延長することができる。

# 第五章 雑則

## (保全担保)

第十九条 国税庁長官、国税局長、税務署長又は税関長は、石油税の保全のために必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、原油の採取者又は原油等を保税地域から引き取る者に對し、金額及び期間を指定して、石油税につき担保の提供を命ずることができる。

2 国税庁長官、国税局長、税務署長又は税関長は、必要があると認めるときは、前項の金額又は期間を変更することができる。

### (採取の開廃等の申告)

第二十条 原油を採取しようとする者(受託者にならうとする者を含む、委託者にならうとする者を除く)は、その採取場ごとに、政令で定めるところにより、その旨を当該採取場(第七条第一項ただし書の承認を受けている場合にあっては、その承認を受けた場所)の所在地を所轄する税務署長に申告しなければならない。原油の採取者(受託者を含む、委託者を除く。次項において同じ)がその採取を廃止し、又は休止しようとする場合も、また同様とする。

2 原油の採取者は、前項の規定により申告した事項に異動を生じた場合には、政令で定めるところにより、その旨を同項の税務署長に申告しなければならない。

3 原油の採取につき委託者にならうとする者は、あらかじめ、原油の採取の委託をする旨その他政令で定める事項を書面で受託者の採取場(当該委託者が第七条第一項ただし書の承認を

受けている場合にあっては、その承認を受けた場所)の所在地を所轄する税務署長に申告しなければならない。

4 原油の採取者について相続があつた場合において、当該相続により原油の採取業を承継した相続人があるときは、当該相続人は、その原油の採取場ごとに、当該相続があつた日から一月以内に、その旨を書面で当該原油の採取場(当該相続に係る被相続人が第七条第一項ただし書の承認を受けていた場合において、当該相続に係る相続人が同項ただし書の承認を受けるときにあつては、その承認を受ける場所)の所在地を所轄する税務署長に申告しなければならない。この場合において、当該期間内にその申告がされたときは、当該相続があつた日において、第一項の規定による申告があつたものとみなす。

5 前項の規定は、法人が合併により原油の採取業を承継した場合について準用する。この場合において、同項中「当該相続人」とあるのは「当該合併後存続する法人又は当該合併により設立した法人」と、「当該相続に係る被相続人」とあるのは「当該合併により消滅した法人」と、「当該相続に係る相続人」とあるのは「当該合併後存続する法人又は当該合併により設立した法人」と読み替えるものとする。

### (記帳義務)

第二十一条 原油の採取者若しくは販売業者、原

油等の輸入業者、石油精製業者で政令で定めるもの又は第十五条第一項の承認を受けている者は、政令で定めるところにより、原油の採取又は原油等の購入、貯蔵、消費若しくは販売に関する事実を帳簿に記載しなければならない。

### (申告義務等の承継)

第二十二条 法人が合併した場合においては、合併後存続する法人又は合併により設立した法人は、合併により消滅した法人の次に掲げる義務を、相続があつた場合においては、相続人は、被相続人の次に掲げる義務を、それぞれ承継する。

一 第十三条第一項又は第十五条第二項の規定による申告の義務

二 前条の規定による記帳の義務

### (当該職員の権限)

第二十三条 国税庁、国税局、税務署又は税関の当該職員(以下「当該職員」という)は、石油税に関する調査について必要な範囲内で、次に掲げる行為をすることができる。

一 第二十一条に規定する者に対して質問し、又はこれらの者の業務に関する原油等、帳簿書類その他の物件を検査すること。

二 原油等を保税地域から引き取る者(第十五条第一項の承認を受けている者を除く)に對して質問し、その引き取る原油等を検査すること。

三 第一号に規定する者の業務に関する原油等

又は前号に規定する原油等について必要最少限度の分量の見本を採取すること。

四 運搬中の原油等を検査し、又はこれを運搬する者に対してその出所若しくは到達先を質問すること。

2 当該職員は、石油税に関する調査について必要がある場合には、第二十一条に規定する者の組織する団体（当該団体をもつて組織する団体を含む。）に対して、その団体の原油の採取又は原油等の取引に関し参考となるべき事項を諮問することができる。

3 第一項第三号の規定により採取した見本に關しては、第四條及び第十三條から第十七條までの規定は、適用しない。

4 当該職員は、第一項又は第二項の規定により職務を執行する場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

5 第一項に規定する当該職員の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

#### 第六章 罰則

第二十四条 次の各号の一に該当する者は、五年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 偽りその他不正の行為により石油税を免かれ、又は免かれようとした者

二 偽りその他不正の行為により第十二條第三

項又は第四項の規定による還付を受け、又は受けようとした者

2 前項の犯罪に係る原油等に対する石油税に相当する金額又は還付金に相当する金額の三倍が五十万円を超える場合には、情状により、同項の罰金は、五十万円を超え当該石油税に相当する金額又は還付金に相当する金額の三倍以下とすることができる。

第二十五条 次の各号の一に該当する者は、十萬元以下の罰金又は科料に処する。

一 第十三條第一項、第十四條第一項又は第十五條第二項の規定による申告書の提出を怠つた者

二 第十四條第二項の規定による申告書の提出を怠り、又は偽りの申告書を提出した者

第二十六条 次の各号の一に該当する者は、五萬元以下の罰金又は科料に処する。

一 第十條第七項の規定による書類の提出を怠り、又は偽りの書類を提出した者

二 第二十條第一項から第三項まで又は第四項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による申告を怠り、又は偽つた者

三 第二十一条の規定による帳簿の記載を怠り、若しくは偽り、又はその帳簿を隠匿した者

四 第二十三條第一項第一号若しくは第二号の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは偽りの陳述をし、又は同項第一

号から第三号までの規定による当該職員の職務の執行を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第二十七條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して第二十四條から前条までの違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して当該各条の罰金刑を科する。

#### 附 則

##### （施行期日等）

第一条 この法律は、公布の日から施行し、昭和五十三年六月一日以後に原油の採取場から移出される原油及び保税地域から引き取られる原油等に対する石油税について適用する。

（採取の開廃等の申告に係る経過措置）

第二条 この法律の施行の際現に原油の採取をしている者は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）から一月以内に、原油の採取場ごとに、原油の採取場の位置その他政令で定める事項を書面で当該原油の採取場（第七條第一項ただし書の承認を受けている場合にあつては、その承認を受けた場所）の所在地を所轄する税務署長に申告しなければならない。

2 施行日前から引き続いて原油の採取の委託をしている者で、第六條第一項の規定により原油を採取したものとみなされる者は、施行日から一月以内に、原油を採取したものとみなされる委託の内容その他政令で定める事項を書面で当

該原油の採取場（当該委託をする者が第七條第一項ただし書の承認を受けている場合にあつては、その承認を受けた場所）の所在地を所轄する税務署長に申告しなければならない。

3 前二項の規定による申告をした者は、それぞれ、施行日において第二十條第一項前段又は第三項の規定による申告をした者とみなす。

4 第一項又は第二項の規定は、これらの規定に規定する者で施行日から一月以内に第一項の採取を廃止し、又は第二項の委託をしないこととなるものについては、適用しない。

5 第一項又は第二項の規定による申告を怠り、又は偽つた者は、五萬元以下の罰金又は科料に処する。

6 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の罰金刑を科する。

（災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の一部改正）

第三条 災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和二十二年法律第七十五号）の一部を次のように改正する。

第七條第一項中「石油ガス若しくはトランプ類の製造者（石油ガスについては、石油ガスの充てん者。以下この条において同じ。）又は販売業者が販売のために所持するこれらの物（販売

する砂糖、糖みつ又は糖水の原料とするため所  
持する砂糖、糖みつ又は糖水」を「石油ガス、原  
油若しくはトランプ類の製造者（石油ガスにつ

いては石油ガスの充てん者とし、原油について  
は原油の採取者とする。以下この条において同  
じ。）又は販売業者（石油製品の販売業者を含  
む。以下この条において同じ。）が販売のために  
所持するこれらの物（販売する砂糖、糖みつ若

しくは糖水の原料とするため所持する砂糖、糖  
みつ若しくは糖水又は石油製品」に改め、「石油  
ガス税の下に」、「石油税」を加え、「因り」を「よ  
り」に、「当該酒類」を「当該災害により亡失」

減失し、又はその本来の用途に供することがで  
きない状態になつた酒類」に、「石油ガス若しく  
はトランプ類（以下）」を「石油ガス、原油若しく  
は石油製品若しくはトランプ類（以下）」に、「但  
し」を「ただし」に改め、同条第二項中「石油ガス

税法第十五条第一項、第三項若しくは第五項」  
の下に、「石油税法第十二条第一項若しくは第  
四項」を加える。

（相続税法の一部改正）

第四条 相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）

の一部を次のように改正する。

第十四条第二項中「航空機燃料税」の下に  
「石油税」を加える。

（日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及  
び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並  
びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する  
協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関す  
る法律の一部改正）

第五条 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協  
力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区  
域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関  
する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に  
関する法律（昭和二十七年法律第百十一号）の一  
部を次のように改正する。

第一条中「石油ガス税法（昭和四十年法律第百  
五十六号）」の下に、「石油税法（昭和五十三年  
法律第 号）」を加える。

第十条の二の次に次の一条を加える。

（石油税法の特例）

第十条の三 政令で定める手続により所轄税務  
署長の承認を受けて原油の採取場から移出す  
る石油税法に規定する原油で次に掲げるもの

については、政令で定める手続により、石油  
税を免除する。

一 合衆国軍隊又は合衆国軍隊の公認調達機  
関が合衆国軍隊の用に供するために購入す  
るもの

二 個人契約者又は法人契約者がその締結し  
た建設等契約に係る建設、維持又は運営の  
みの事業をするために消費するもの

2 第九条第二項の規定は、前項の規定の適用  
を受けた原油で所轄税務署長の指定した期間  
内に同項各号に規定する用途に供されたこと  
の証明がされないものについて準用する。

第十一条第一項中「前三条」を「第九条から前  
条まで」に、「又は石油ガス税」を「石油ガス税  
又は石油税」に、「又は課税石油ガス」を「課税  
石油ガス又は原油」に改め、「第十条第一項各  
号」の下に、「第十条の二第一項各号」を加え、

「但し」を「ただし」に改め、同条第二項中「又は  
課税石油ガス」を「課税石油ガス又は原油」に  
改め、「第十条第一項各号」の下に、「第十条の  
二第一項各号」を加え、「第十条第一項又は前条  
第一項」を「第十条第一項、第十条の二第一項又

は前条第一項」に、「又は石油ガス税額」を「石  
油ガス税額又は石油税額」に、「地方道路税又は  
石油ガス税」を「地方道路税、石油ガス税又は石  
油税」に改める。

（日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及  
び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並  
びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する  
協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する  
法律の一部改正）

第六条 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協  
力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区  
域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関  
する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関  
する法律（昭和二十七年法律第百十二号）の一部  
を次のように改正する。

第一条中「石油ガス税法（昭和四十年法律第百  
五十六号）」の下に、「石油税法（昭和五十三年法  
律第 号）」を加える。

第七条中「並びに石油ガス税」を「石油ガス  
税並びに石油税」に、「但し」を「ただし」に改め  
る。

（会社更生法の一部改正）

第七条 会社更生法(昭和二十七年法律第七十二号)の一部を次のように改正する。

第百十九条中「石油ガス税」の下に、「石油税」を加える。

(日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律の一部改正)

第八条 日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十九年法律第十二号)の一部を次のように改正する。

第一条中「並びに石油ガス税法(昭和四十年法律第五十六号)」を、「石油ガス税法(昭和四十年法律第五十六号)並びに石油税法(昭和五十二年法律第三号)」に改める。

第二条中「若しくは石油ガス税」を、「石油ガス税若しくは石油税」に、「石油ガスの充てん場」を「石油ガスの充てん場とし、原油については原油の採取場とする」に、「引取」を「引取り」に、「但し」を「ただし」に、「左」を「次に」に改める。

第四条第二項中「及び石油ガス税法」を、「石油

油ガス税法及び石油税法」に、「引取」を「引取り」に改める。

第五条第一項中「地方道路税又は石油ガス税」を「地方道路税、石油ガス税又は石油税」に、「石油ガスの充てん者」を「石油ガスの充てん者とし、原油については原油の採取者とする」に、「又は石油ガス税法」を、「石油ガス税法又は石油税法」に、「但書」を「ただし書」に改め、

同条第二項中「地方道路税又は石油ガス税法」を「地方道路税、石油ガス税法又は石油税法」に、「又は石油ガス税法第四章」を、「石油ガス税法第四章又は石油税法第四章」に、「地方道路税又は石油ガス税」を「地方道路税、石油ガス税又は石油税」に改める。

(日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律の一部改正)

第九条 日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十九年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。

第一条中「石油ガス税法(昭和四十年法律第百

五十六号)の下に、「石油税法(昭和五十三年法律第三号)」を加える。

第三条第一項中「石油ガス税法」の下に、「石油税法」を加え、同条第二項中「又は第十条の二

第一項第一号」を、「第十条の二第一項第一号又は第十条の三第一項第一号」に、「又は石油ガス税」を、「石油ガス税又は石油税」に、「又は課税石油ガス」を、「課税石油ガス又は原油」に、「又は第十条の二第二項」を、「第十条の二第二項又は第十条の三第二項」に改める。

第四条中「石油ガス税法」の下に、「石油税法」を加える。

(輸入品に対する国内消費税の徴収等に関する法律の一部改正)

第十条 輸入品に対する国内消費税の徴収等に関する法律(昭和三十年法律第三十七号)の一部を次のように改正する。

第一条中「石油ガス税法(昭和四十年法律第百五十六号)」の下に、「石油税法(昭和五十三年法律第三号)」を加える。

第二条第一号中「石油ガス税」の下に、「石油税」を加え、同条第二号中「課税石油ガス」の下

に、「石油税法第三条(課税物件)に規定する原油若しくは石油製品」を加える。

第三条第二号中「第十六条第四項」を「第十六条第五項、第六項若しくは第七項」に改める。

第六条第一項中「酒税法等の規定」の下に、「石油税法第十五条第二項(引取りに係る原油等についての課税標準及び税額の申告の特例)の規定を除く。」を加える。

第十二条第三項中「第一項」の下に「又は第二項」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 関税法第二十三条第一項の規定による承認を受けて外国貨物である石油税法第三条(課税物件)に規定する原油又は石油製品(第十条において「原油等」という)を同項に規定する船用品又は機用品として本邦の船舶又は航空機に積み込むため保税地域から引き取る場合には、政令で定めるところにより、その引取りに係る石油税を免除する。

第十六条第一項中「第三項において同じ」を「次項、第四項及び第六項において同じ」に改

め、同条第七項中「第三項」を「第四項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第六項中「第一項」を「第二項又は第三項」に、「第二項」を「第三項」に、「第三項」を「第四項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第五項中「第一項」を「第一項又は第二項」に、「同項」を「これらの項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第四項を同条第五項とし、同項の次に次の二項を加える。

6 第二項前段の規定の適用を受けた原油等を原料として製造した製品で次項の規定の適用を受けるもの以外のものを保税地域から引き取り、又は保税地域において消費（保税工場における保税作業による原料としての消費を除く。）をする場合には、当該製品を引き取る者又は当該消費をする者が、その引取り又は当該消費の時に、当該製品の原料として消費した原油等を保税地域から引き取るものとみなして、石油税法及びこの法律の規定を適用する。ただし、当該製品が、第二項後段の規定により石油税法第三条に規定する石油製品とみなされるものであり、かつ、第十二条第一項から第三項まで、第十三条第一項又は政

令で定める他の法律の規定により石油税の免除を受けて保税地域から引き取られるためのものである場合には、この限りでない。

7 第二項前段の規定の適用を受けた原油等を原料として製造した製品で関税法第五十八条の二（納税申告の特例）の規定の適用を受けるものについては、同条の保税工場の許可を受けた者が、同条の規定による輸入の許可を受ける時に、当該製品の原料として消費した原油等を保税地域から引き取るものとみなして、石油税法及びこの法律の規定を適用する。

第十六条第三項を同条第四項とし、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 保税工場における保税作業により、原油等を製品の原料として消費する場合には、石油税法第五条第二項（引取りとみなす場合）の規定は、適用しない。この場合において、当該原油等を原料として製造された製品が関税法率法別表第二七・一〇号に掲げる石油及び歴青油並びに石油又は歴青油の調製品に該当す

るときは、当該製品を石油税法第三条（課税物件）に規定する石油製品とみなして、石油税法及びこの法律の規定を適用する。

第十六条に次の一項を加える。

11 第五項から第七項までの規定により保税地域から引き取るものとみなされる課税物品又は原油等に係る課税標準の計算に関し必要な事項は、政令で定める。

第二十条中「第十六条第三項」を「第十六条第四項」に、「行なわれた」を「行われた」に改める。

第二十二條第一項中「第十六条第一項」を「第十六条第一項又は第二項」に、「同条第二項」を「同条第三項」に、「同条第三項」を「同条第四項」に改める。

第二十三條第一項中「第十六条第三項」を「第十六条第四項」に改める。

第二十四條第一号中「第十六条第五項」を「第十六条第八項」に改め、同条第二号中「第十六条第六項」を「第十六条第九項」に改める。

（租税特別措置法の一部改正）

第十一条 租税特別措置法（昭和三十三年法律第

二十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「第八十九条」を「第八十八条の五」に、「第三節の二 自動車重量税法の特例（第九十条の三—第九十条の五）」を「第三節の三 自動車重量税法の特例（第九十条の五—第九十条の七）」に、「第九十条の六」を「第九十条の八」に改める。

第一条中「地方道路税の下に」、「石油税」を、「地方道路税法（昭和三十年法律第四百号）」の下に、「石油税法（昭和五十三年法律第 号）」を加える。

第二条第三項中第三号を削り、第四号を第三号とする。

第六章第三節中第八十九条の前に次の一条を加える。

（用語の意義）

第八十八条の五 この節において「揮発油」とは、揮発油税法第二条第一項に規定する揮発油（同法第六条の規定により揮発油とみなされる物を含む。）をいう。

第九十条の八を第九十条の十とし、第九十条

の七を第九十条の九とし、第九十条の六第四項中「第九十条の八第一項」を「第九十条の十第一項」に改め、同条を第九十条の八とし、第六章第三節の二を同章第三節の三とし、第九十条の五を第九十条の七とし、第九十条の四を第九十条の六とし、第九十条の三を第九十条の五とし、同章第三節の次に次の一節を加える。

### 第三節の二 石油税法の特例

(引取りに係る石油製品の免税)

第九十条の三 石油税法第三条に規定する石油製品のうち、次の各号に掲げるものを、保税地域から引き取ろうとする場合において、当該引き取ろうとする者が政令で定める手続により、昭和五十四年三月三十一日までに、その保税地域の所在地の所轄税関長の承認を受けて当該石油製品を引き取るときは、当該引取りに係る石油税を免除する。

一 関税暫定措置法(昭和三十五年法律第三十六号)別表第一第二七・一〇号の一の(ハ)のCの(b)の(1)に掲げる揮発油(ガス事業法第二条第二項に規定する一般ガス事業者がガスの製造に使用するものを除く。)

二 関税暫定措置法別表第一第二七・一〇号の一の四のAの(2)の(i)に掲げる重油及び粗油

2 前項の規定の適用を受けた石油製品は、同項の承認を受けて当該石油製品を引き取った日から二年以内に、当該免除に係る用途以外の用途に供し、又はこれらの用途以外の用途に供するため譲渡してはならない。ただし、やむを得ない理由がある場合において、政令で定めるところにより税関長の承認を受けたときは、この限りでない。

3 前項ただし書の承認を受けたとき、又は当該承認を受けないで同項の石油製品を同項に規定する用途以外の用途に供し、若しくはその用途以外の用途に供するため譲渡したときは、税関長は、これらの場合に該当することとなつた者から、当該石油製品について第一項の規定により免除を受けた額の石油税を直ちに徴収する。

第九十条の四 前条第二項の規定に違反して同項の石油製品を同項に規定する用途以外の用途に供し、又はこれに供するため譲渡した者

は、十万円以下の罰金又は科料に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の罰金を科する。

第九十二条中「第九十条の六第四項」を「第九十条の八第四項」に、「第九十条の七第一項」を「第九十条の九第一項」に、「第九十条の八第一項」を「第九十条の十第一項」に改める。

(国税徴収法の一部改正)

第十二条 国税徴収法(昭和三十四年法律第百四十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第三号中「石油ガス税」の下に「石油税」を加える。

(国税通則法の一部改正)

第十三条 国税通則法の一部を次のように改正する。

第二条第三号中「石油ガス税」の下に「石油税」を加える。

第十五条第二項第六号中、「石油ガスの充てん場とする」を「石油ガスの充てん場とし、石油

税については原油の採取場とする」に改める。

第四十六条第一項各号列記以外の部分中「国税局長又は税務署長」を「税務署長(第四十三条第一項ただし書若しくは第三項又は第四十四条第一項(国税の徴収の所轄庁)の規定により税関長又は国税局長が国税の徴収を行う場合には、その税関長又は国税局長。以下この章において「税務署長等」という。)」に改め、同項第一号イ中「ものを除く」を「ものにあつては、石油税法(昭和五十三年法律第 号)第十七条第三項(引取りに係る原油等についての石油税の納付)の規定により納付すべき石油税に限る」に改め、同条第二項中「税務署長(第四十三条第一項ただし書若しくは第三項又は第四十四条第一項(国税の徴収の所轄庁)の規定により税関長又は国税局長が国税の徴収を行なう場合には、その税関長又は国税局長。以下この章において「税務署長等」という。)」を「税務署長等」に改める。

第六十条第二項中「消費税」を「消費税(石油税法第十七条第三項(引取りに係る原油等についての石油税の納付)の規定により納付すべき石油税を除く。)」に改める。

(航空運送貨物の税関手続の特例等に関する法律の一部改正)

第十四条 航空運送貨物の税関手続の特例等に関する法律(昭和五十二年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第一条中「石油ガス税法(昭和四十年法律第五十六号)」の下に「石油税法(昭和五十三年法律第 号)」を加える。

### 理 由

今次の税制改正の一環として、今後における石油対策の充実の要請を考慮し、新たに原油等に対し課税することとする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

### 石油税法案(内閣提出)に関する報告書

#### 一 議案の要旨及び目的

本案は、今次の税制改正の一環として、今後予想される石油対策に係る財政需要に配慮し、原油等に対して次のような石油税を課税することとしようとするものである。

#### (一) 課税物件

原油及び輸入石油製品を課税物件とする。

#### (二) 納税義務者

採取場から移出された原油については採取者を、保税地域から引き取られる原油及び石油製品については引取者を、それぞれ納税義務者とする。

#### (三) 課税標準及び税率

次の課税標準金額に対し三・五%の税率とする。

1 採取場から移出された原油については移出価格

2 保税地域から引き取られる原油については引取価格

3 保税地域から引き取られる石油製品については引取価格に所要の調整を加えた金額

#### (四) 申告及び納付

1 採取者については移出した月の翌月末日までに申告納付することとする。

2 保税地域から引き取る者については引取りの際申告納付することを原則とするが、国税庁長官の承認を受けた場合には、引き取った月の翌月末日までに申告納付することとができることとする。

#### (四) 納期限の延長

採取者又は保税地域から引き取る者が担保を提供した場合には、採取者については二月以内、保税地域から引き取る者については三月以内(翌月納付の特例が認められる者については二月以内)、それぞれ納期限を延長することができることとする。

#### (五) その他

納税地、未納税移出、戻入れ控除、記帳義務、罰則等について所要の規定を設ける。

#### (六) 施行期日等

この法律は、公布の日から施行し、昭和五十三年六月一日以後に採取場から移出される原油及び保税地域から引き取られる原油又は石油製品について適用することとする。

#### (四) 関係法律の改正

1 租税特別措置法の一部を改正し、輸入石油製品のうち、昭和五十四年三月三十一日までに保税地域から引き取られる次のものについては石油税を免除する。

(1) 関税暫定措置法に基づき、特定の石油化学製品及びアンモニアの製造に使用さ

れるものとして関税の軽減税率の適用を受けた揮発油

(2) 関税暫定措置法に基づき、農林漁業用に供されるものとして無税の関税率の適用を受けたA重油

2 以上のほか、輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律、国税通則法その他の関係法律について所要の改正を行うこととする。

なお、本案の施行により、昭和五十三年度において千六百二十億円の増収が見込まれている。

#### 二 議案の可決理由

本案は、今後における石油対策の充実に資するための財源措置として、時宜を得た適切なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

昭和五十三年三月二十九日

大蔵委員長 大村 襄治  
衆議院議長 保利 茂殿

## 〔別紙〕

## 石油税法案に対する附帯決議

政府は、石油税の新設に伴い、左記事項について、留意すべきである。

一 石油に対する課税については、関税、石油税、既存の国内消費税などその制度が複雑になつているので、その合理的なあり方について十分検討すること。

一 石油税の収入の使途については、代替エネルギーの研究・開発、省エネルギー対策等今後におけるエネルギー対策との関連において、十分検討すること。

一 為替差益が大幅に生じている現在の経済情勢にかんがみ、石油税新設に関連して、製品価格上昇が生じないよう努力すること。

衆議院会議録第十五号中正誤

ペシ 段 行 誤 正

三三 四 末七 二年 二月

衆議院会議録第十六号(一)中正誤

ペシ 段 行 誤 正

三三 四 九 川崎先生 川崎克先生

昭和五十三年三月三十日 衆議院會議録第十七号

六三〇

明治三十五年三月三十一日  
第三種郵便物認可

定価 一部 一〇円

発行所

東京都港区虎ノ門二丁目二番四号  
大蔵省印刷局

電話 東京 五八二 四四二(大外)